

第1部 総論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨と計画の根拠

1 計画策定の趣旨

わが国における65歳以上の高齢者人口は、平成26年4月1日現在で3,248万人、総人口に占める割合(高齢化率)は前年同月比0.9ポイント上昇し25.6%となっています。(資料:総務省「人口推計」)

今後、高齢者人口は、団塊の世代(昭和22年～24年生まれ)がすべて75歳以上となる平成37年には3,657万人、総人口に占める割合は30.3%に達し、約3人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれています。

本市における65歳以上の高齢者人口は、平成26年4月1日現在で6,187人、高齢化率は33.9%となっており、高齢化の進行に伴い平成37年には高齢化率は39.1%に達すると推計され、到来する超高齢社会に向けた施策をさらに推し進めていくことが必要となります。

平成12年度にスタートした介護保険制度は、高齢者人口の増加、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加など、地域社会や家族関係の変容などに伴い、都度、新たな課題や要望に対応することが求められました。

平成18年度には、「できる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送りたい」という多くの人々の共通する願いに応えるべく、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設、平成24年度には、医療・介護・予防・住まい・自立した日常生活の支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みがスタートしました。

第6期以降の計画は、平成37年に向けた「地域包括ケア計画」として位置づけられ、第5期計画からの方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携、認知症高齢者支援等を重点施策として取り組むこととしています。

一方で、介護サービスの増加に伴い、制度施行当初は全国平均3,000円を下回っていた介護保険料(1号保険料)は既に5,000円弱となっており、今後の高齢化の進行やサービスのさらなる充実・強化に伴い、平成37年には8,200円程度になると見込まれ、利用者負担の見直しなどを含め、持続可能な制度を構築していくことが必要となります。

このような状況を踏まえ、本計画は「砂川市第6期総合計画」で掲げる本市の目指す都市像である『安心して心豊かにいきいき輝くまち』の実現に向けて、中・長期的な視点に立った介護保険制度の適切な運営とともに、「地域包括ケアシステム」を構成する各種の取り組みを推進することにより、いつまでも安心して暮らせる地域社会の実現を目指すものです。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく市町村老人福祉計画として、すべての市町村に策定が義務づけられており、高齢期になっても住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと暮らすことができる環境づくり及び支援体制を計画的かつ効率的に整備することを目的としています。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、地域の要介護者等がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスの円滑な実施を目的として定められており、高齢者保健福祉計画と同様に、すべての市町村に策定が義務づけられています。

本市では、高齢者の保健福祉政策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定しています。

(2) 計画の位置づけ

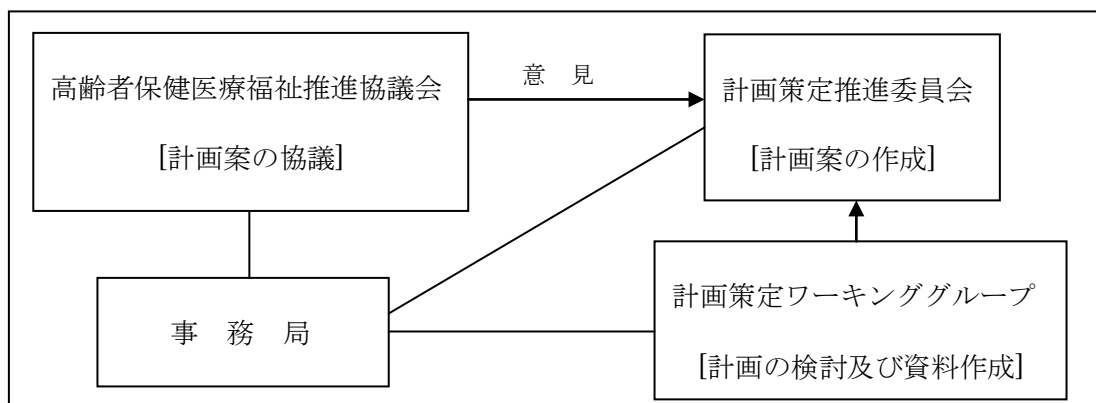
本計画は、上位計画である「砂川市第 6 期総合計画」の部門別計画として、目指す都市像である『安心して心豊かに いきいき輝くまち』の実現に向けて、高齢者の総合的な保健・福祉・介護の施策の推進を図るとともに、「砂川市障害者福祉計画」をはじめ関連計画との整合性を確保しつつ、本市における高齢者施策全般にわたる総合的な計画として策定しています。

第 2 節 計画の体制

1 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、幅広い関係者の参画により、地域の特性に応じた事業展開を図るため、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者及び一般公募による介護保険被保険者からなる 11 名の委員による、「砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会」を設置し、平成 26 年 5 月から計 回の会議を開催しました。

また、庁内の様々な関係部署と緊密に連携を行う組織として「砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会」及び「砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定ワーキンググループ」を設置し、協議・検討を図り策定作業を進めました。



2 市民への周知

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の見直しにあたり、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活機能の維持・向上、自立支援に向けた介護予防サービスの充実、地域支援事業及び介護給付対象サービスの水準が介護保険料に影響を与えることなどの周知を図ります。

3 計画の期間

「第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、平成27年度から29年度の3年間の計画期間とします。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第5期計画								
			第6期計画					
						第7期計画		

4 計画の進行管理

計画の進行にあたっては、施策に対する市民への広報・啓発に努めるとともに「砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会」が引き続き計画の進行管理を行うこととし、年度ごとに達成状況などを把握した上で、分析・評価などに基づく必要な対策を講じることとします。

第3節 日常生活圏域

1 日常生活圏域の設定

計画の策定にあたり、市町村は、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を設定することとされています。

本市においては、居住地域が東西約5Km、南北約10Kmに集約された中で比較的集落が点在していないこと、主要国道が南北を縦貫するなど交通網が整備されていること及び市の中心に医療・介護連携の中核となる市立病院が位置していることなどから、日常生活圏域は1圏域としています。

第4節 高齢者等の状況

1 人口の推移

平成26年4月1日現在の住民基本台帳による本市の総人口は18,235人であり、介護保険制度施行時の平成12年4月1日現在の21,136人と比較すると、14年間で2,901人減少しています。

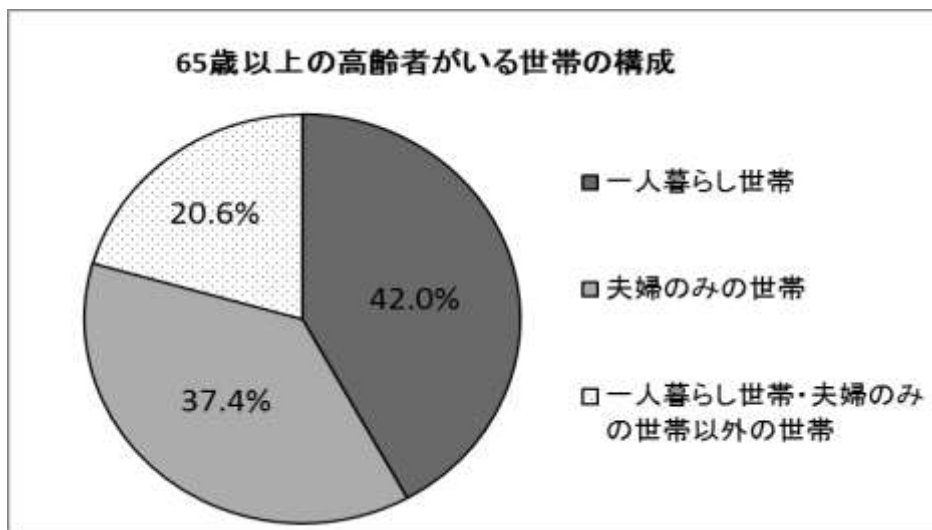
総人口のうち65歳以上の高齢者数は6,187人で高齢化率は33.9%であり、平成12年の高齢者数4,838人、高齢化率22.9%と比較すると、高齢者数は1,349人の増加、高齢化率は11.0ポイント上昇しています。

また、75歳以上の後期高齢者数は3,315人で高齢者人口の53.6%を占めており、平成12年の後期高齢者数2,020人と比較すると1,295人増加しています。

2 高齢者世帯の状況等

平成26年4月1日現在の住民基本台帳による本市の世帯総数は、9,041世帯であり、そのうち、65歳以上の高齢者がいる世帯は4,402世帯で、世帯総数に占める割合は48.7%となっており、約2世帯に1世帯は高齢者がいる世帯となっています。

65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、一人暮らし世帯の割合は42.0%、夫婦のみの世帯（夫婦のいずれか若しくは両方が65歳以上の世帯）の割合は37.4%となっています。



※平成26年4月1日現在 介護福祉課「高齢者台帳システム」より

また、本市の高齢化率は年々上昇しており、全国や全道を上回る比率で推移しています。

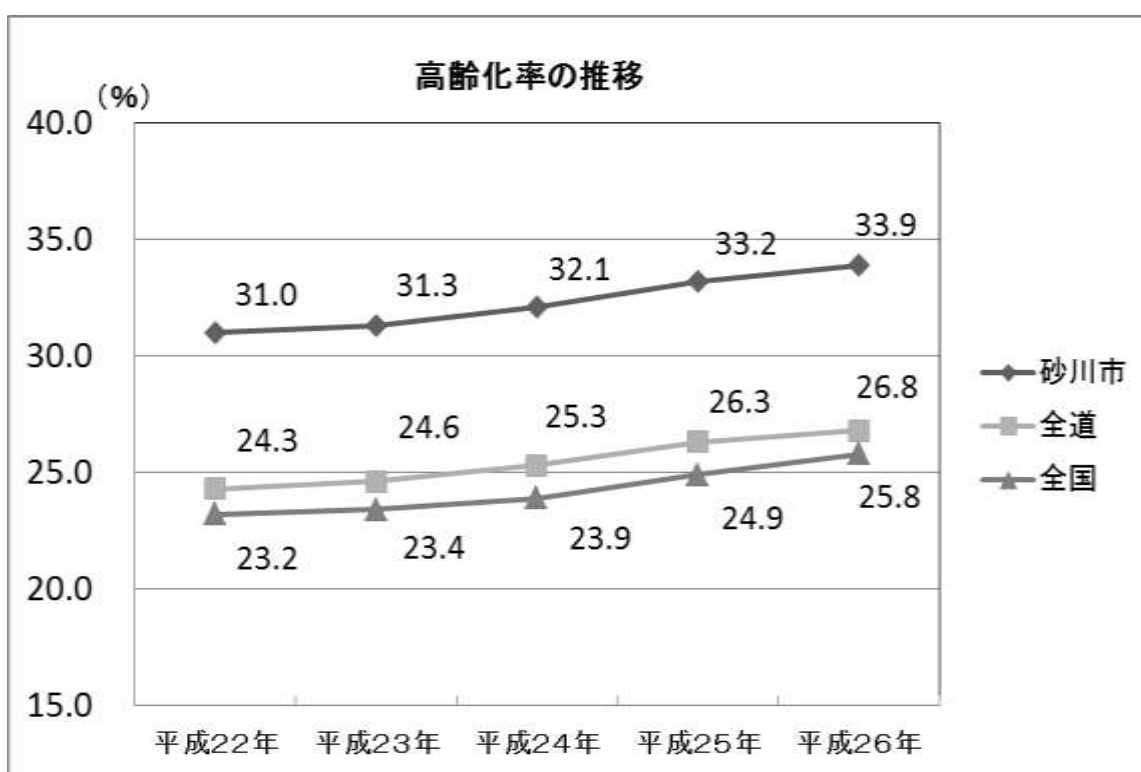
高齢化率の推移

(各年4月1日現在)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
砂川市	31.0%	31.3%	32.1%	33.2%	33.9%
全道	24.3%	24.6%	25.3%	26.3%	26.8%
全国	23.2%	23.4%	23.9%	24.9%	25.8%

※全道の平成26年の割合は1月1日現在

(北海道の集計基準日が平成26年から変更されたため)



3 高齢者人口の推計

計画期間内の平成27年度から29年度の高齢者人口は、コーホート推計法により次のページのとおり推計されます。

前期高齢者（65～74歳）及び後期高齢者（75歳以上）をあわせた本市の高齢者人口は今後も増加することが見込まれ、平成24年度に32.1%であった高齢化率は、平成29年度には36.0%、平成37年度には43.1%になると推計されます。

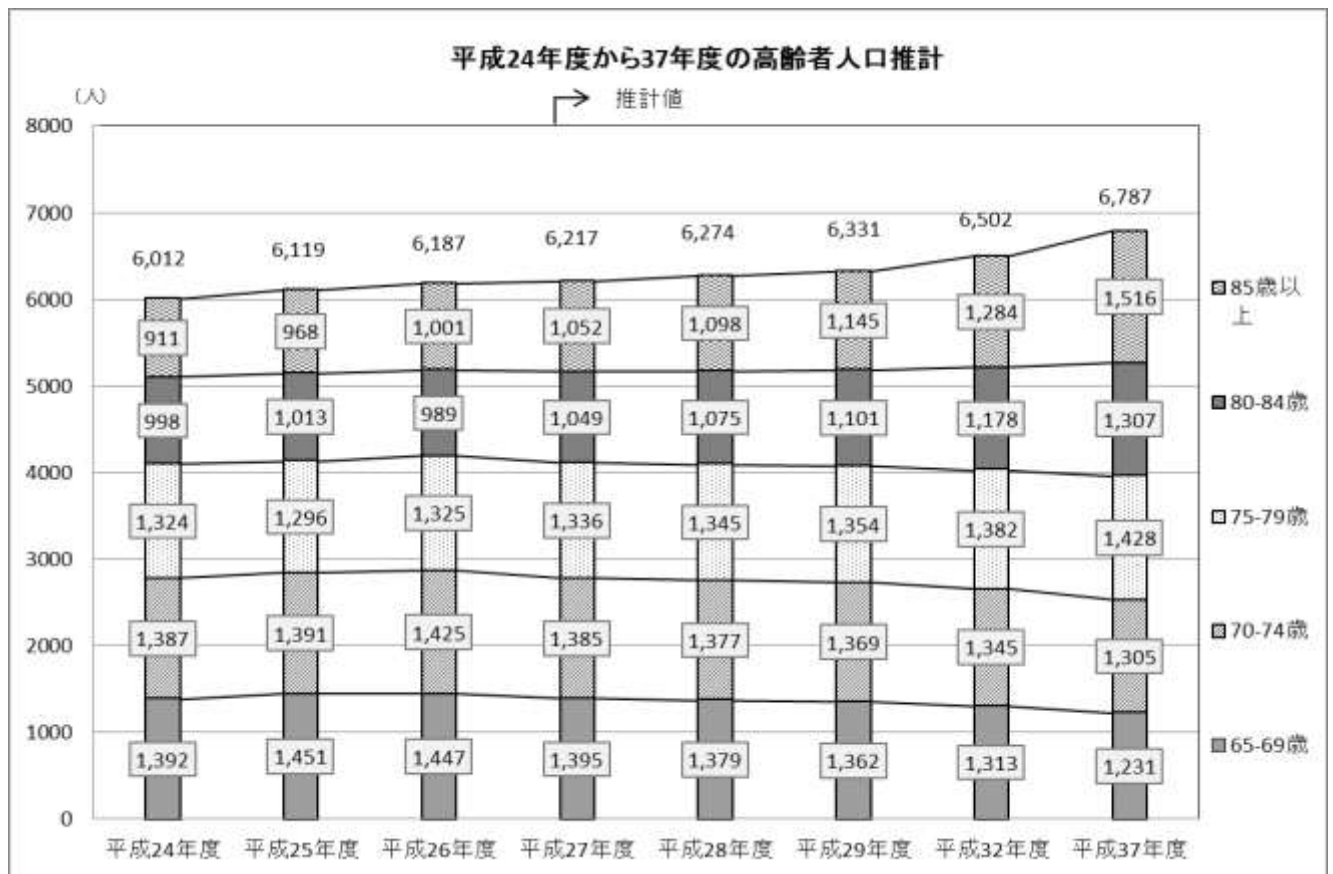
前期高齢者の割合は、平成24年度に14.8%であったものが平成29年度には15.5%、後期高齢者の割合は同17.3%から同20.5%になると推計され、今後特に後期高齢者の増加が予測されます。

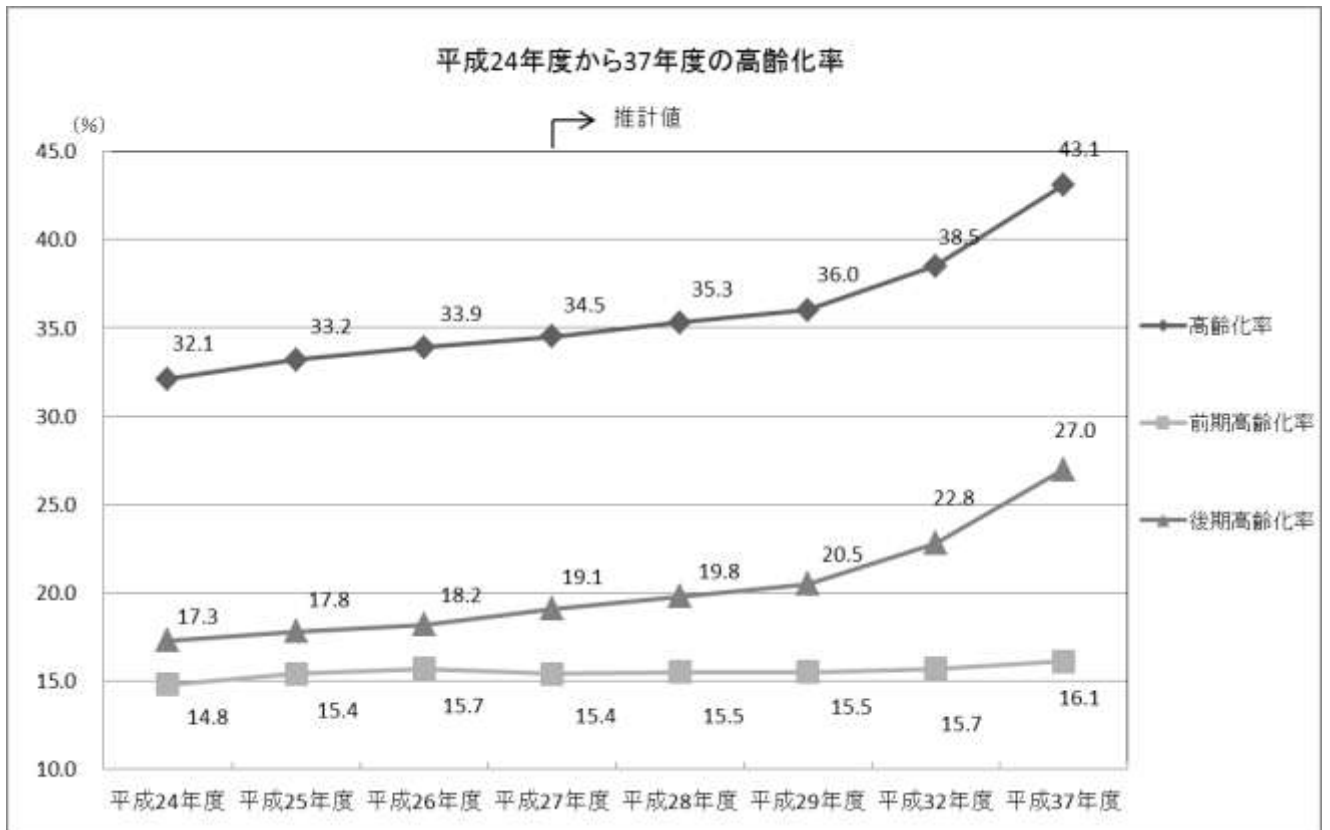
平成 24 年度から 37 年度の高齢者人口推計

(単位 人)

	実績値			推計値				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総人口	18,740	18,444	18,235	18,023	17,797	17,570	16,891	15,759
40-64 歳	6,274	6,107	6,003	5,919	5,814	5,707	5,387	4,854
65-69 歳	1,392	1,451	1,447	1,395	1,379	1,362	1,313	1,231
70-74 歳	1,387	1,391	1,425	1,385	1,377	1,369	1,345	1,305
前期高齢者計	2,779	2,842	2,872	2,780	2,756	2,731	2,658	2,536
75-79 歳	1,324	1,296	1,325	1,336	1,345	1,354	1,382	1,428
80-84 歳	998	1,013	989	1,049	1,075	1,101	1,178	1,307
85 歳以上	911	968	1,001	1,052	1,098	1,145	1,284	1,516
後期高齢者計	3,233	3,277	3,315	3,437	3,518	3,600	3,844	4,251
高齢者計	6,012	6,119	6,187	6,217	6,274	6,331	6,502	6,787
高齢化率	32.1%	33.2%	33.9%	34.5%	35.3%	36.0%	38.5%	43.1%
前期高齢化率	14.8%	15.4%	15.7%	15.4%	15.5%	15.5%	15.7%	16.1%
後期高齢化率	17.3%	17.8%	18.2%	19.1%	19.8%	20.5%	22.8%	27.0%

※平成 26 年 4 月 1 日時点の推計





4 介護保険被保険者数の推計

介護保険制度では、65歳以上の高齢者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方を第2号被保険者としています。第1号被保険者、第2号被保険者、それぞれの平成37年度までの人数は、次の表のとおり推計されます。

介護保険被保険者数の推計（住所地特例・生保2号勘案）

（単位 人）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
第1号 被保険者	65-74歳	2,780	2,756	2,731	2,658	2,536
	75歳以上	3,462	3,543	3,625	3,869	4,276
	計	6,242	6,299	6,356	6,527	6,812
	総人口に占める割合	34.6%	35.4%	36.2%	38.6%	43.2%
第2号 被保険者	40-64歳	5,919	5,814	5,707	5,387	4,854
	総人口に占める割合	32.8%	32.7%	32.5%	31.9%	30.8%

※平成26年4月1日時点の推計

5 要介護認定者数の現状と推計

① 現状

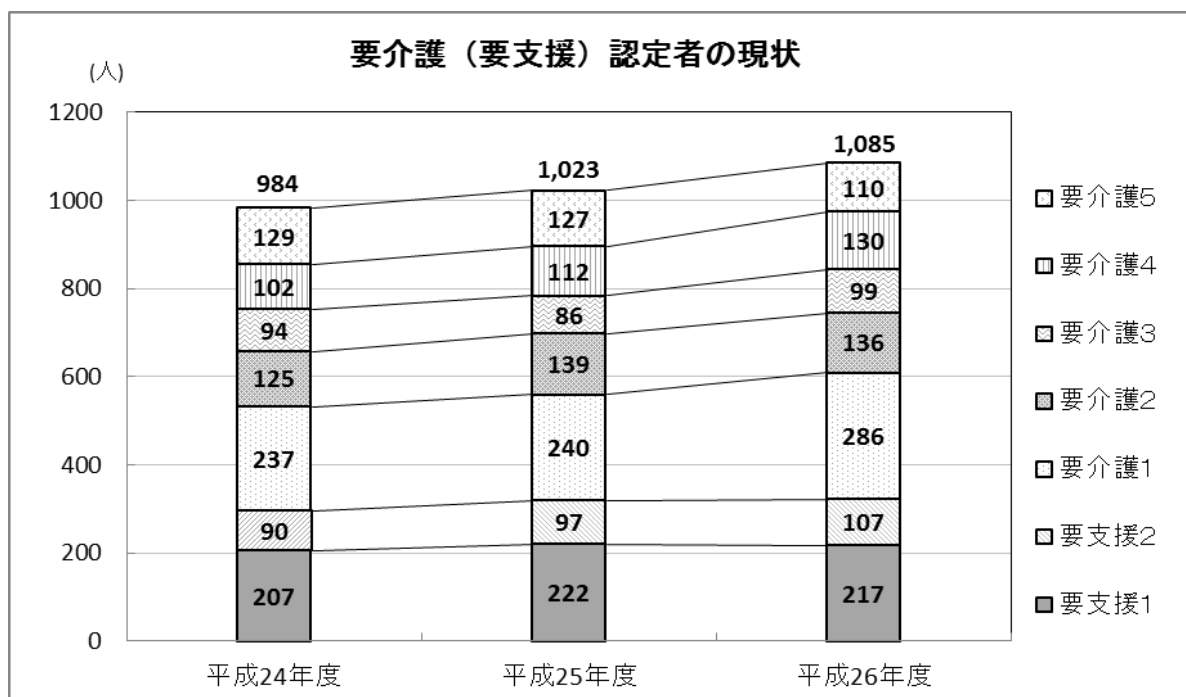
要介護認定者数は、平成 24 年度の 984 人と平成 26 年度の 1,085 人を比較すると 101 人増加しており、今後も増加することが見込まれます。

また、要介護度別にみると、軽度（要支援 1・2 及び要介護 1）の認定者割合が増加している一方、中・重度（要介護 2 以上）の認定者割合は減少傾向にあります。

要介護認定者の現状

(単位 人)

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	要支援1	207		222		217	
	要支援2	90		97		107	
	要介護1	237	54.3%	240	54.6%	286	56.2%
	要介護2	125		139		136	
	要介護3	94		86		99	
	要介護4	102		112		130	
	要介護5	129	45.7%	127	45.4%	110	43.8%
計		984		1,023		1,085	
再掲	65-74 歳	90	9.1%	88	8.6%	100	9.2%
	75 歳以上	863	87.7%	902	88.2%	953	87.8%
	第2号被保険者	31	3.2%	33	3.2%	32	2.9%



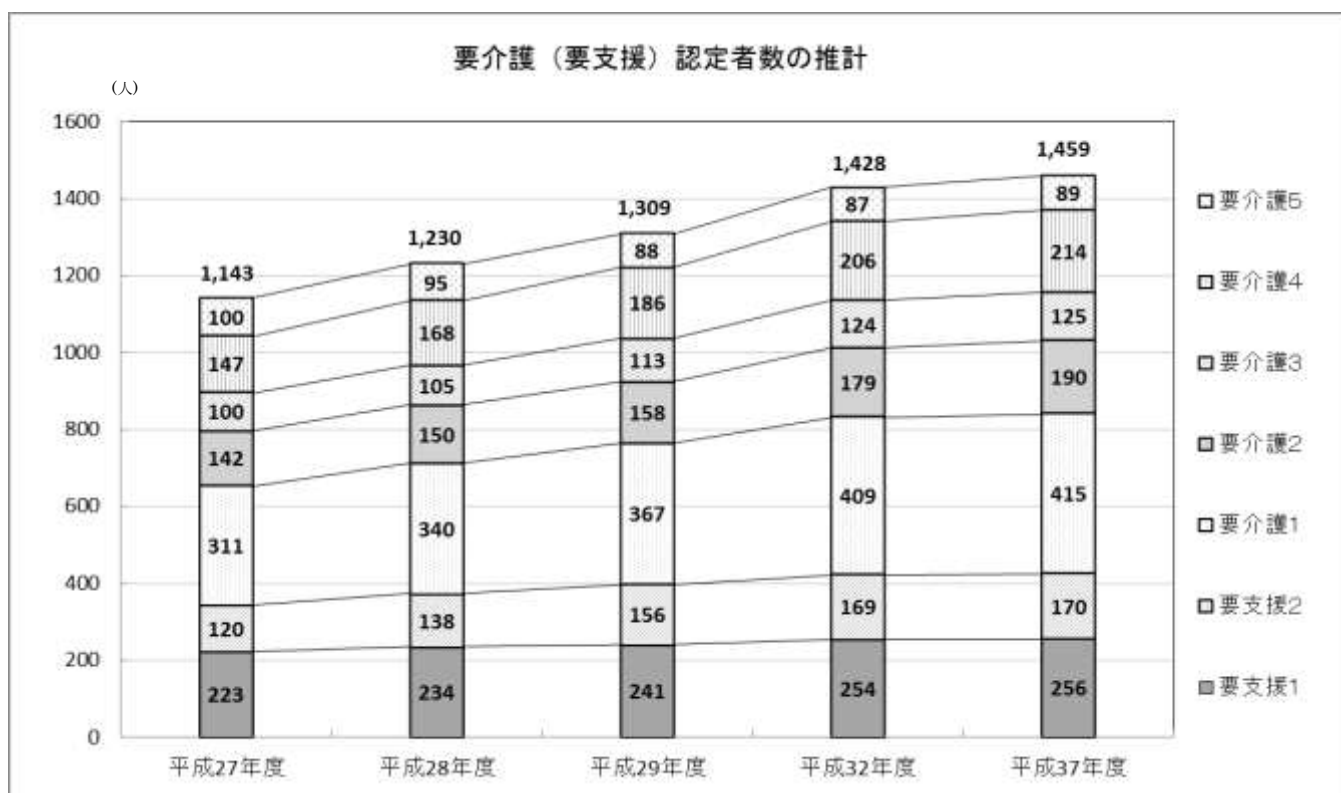
② 推計

要介護認定者数は、平成 26 年 3 月末認定実績と平成 37 年度までの人口推計の結果から、次の表のとおり推計されます。

要介護認定者数の推計

(単位 人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
要支援1	223	234	241	254	256
要支援2	120	138	156	169	170
要介護1	311	340	367	409	415
要介護2	142	150	158	179	190
要介護3	100	105	113	124	125
要介護4	147	168	186	206	214
要介護5	100	95	88	87	89
計	1,143	1,230	1,309	1,428	1,459



6 砂川市の高齢者像（平成 26 年度「高齢者アンケート調査」から）

本市では、平成 26 年度に市民向け調査として、在宅で生活する 65 歳以上の高齢者のうち 600 人（要介護認定を受けていない方 500 人及び要支援 1 及び 2 の方 100 人）を対象にアンケート調査を実施し、482 人（80.3%）から回答をいただきました（アンケート調査の概要及び集計結果については、資料編 ページをご参照ください）。

主なアンケート結果については、「第 3 章 施策の推進」において、本市の高齢者像として各施策と照らし合わせて整理しています。

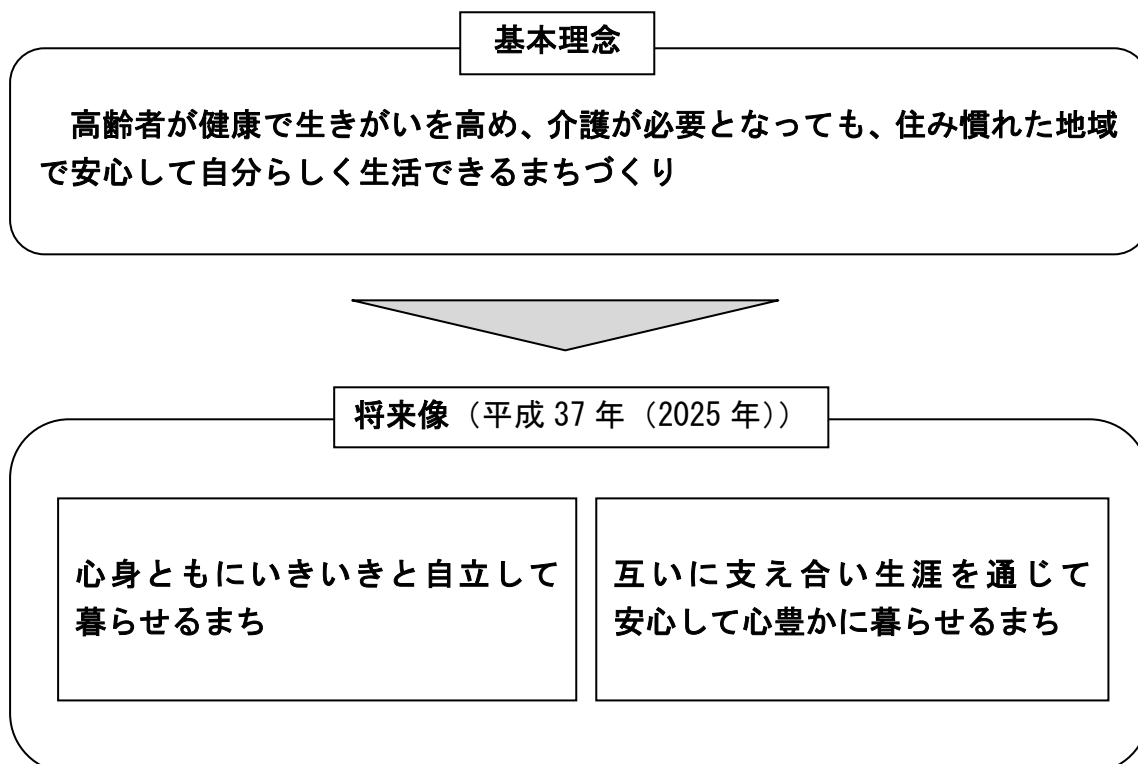
第2章 計画の基本的考え方

第1節 計画の基本理念等

1 計画の基本理念

「砂川市第6期総合計画（平成23年度～32年度）」において、『安心して心豊かに いきいき輝くまち』を目指す都市像に定め、「保健・福祉・医療・介護」の連携のもとに、適切なサービスの提供及び健康づくり等の取り組みを推進してきました。

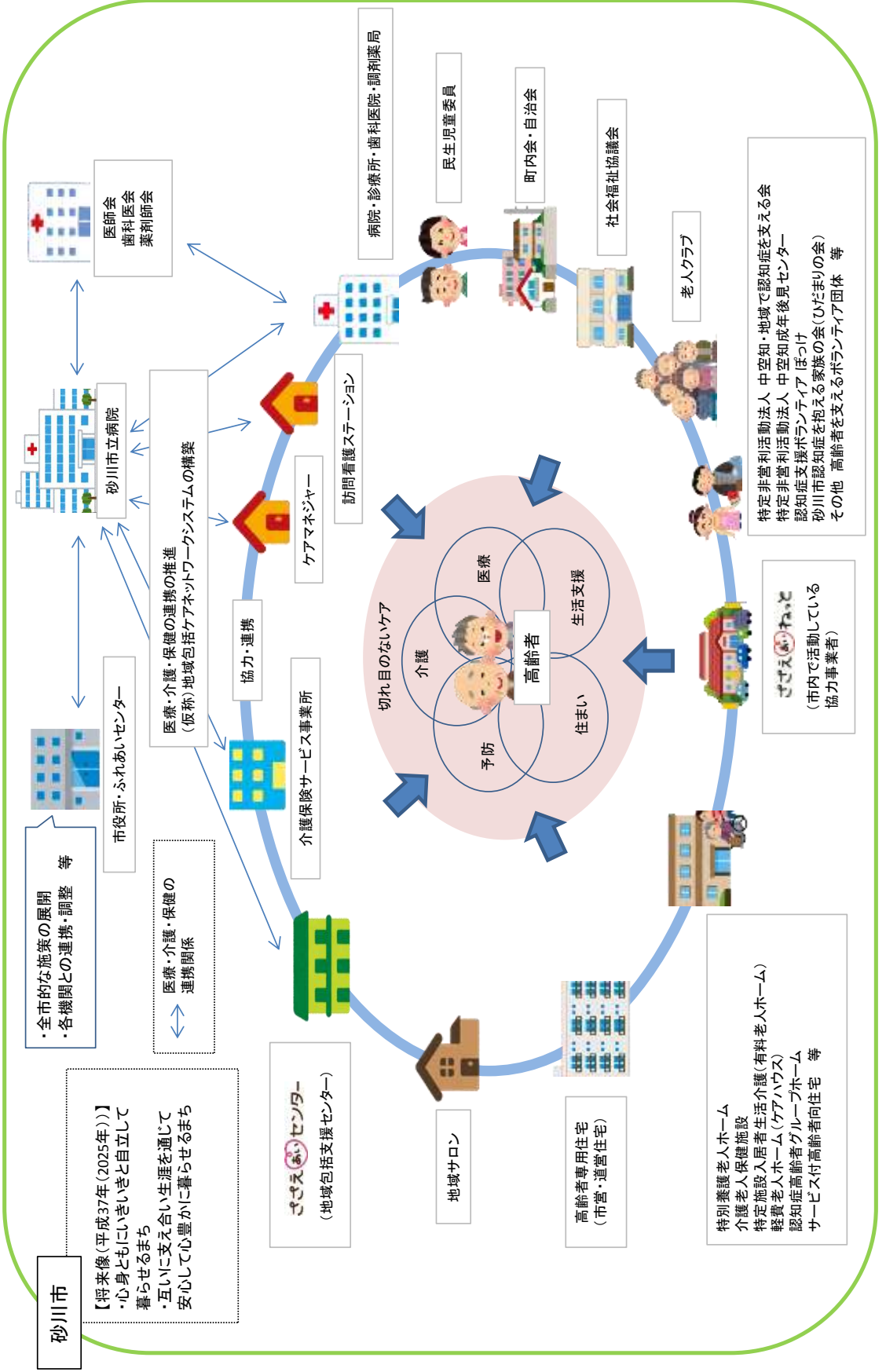
「第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においても、これまでの計画の理念や取り組みを発展的に受け継ぎながら、市民と行政の協働による『高齢者が健康で生きがいを高め、介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるまちづくり』を基本理念に、「心身ともにいきいきと自立して暮らせるまち」、「互いに支え合い生涯を通じて安心して心豊かに暮らせるまち」を平成37年（2025年）に向けた将来像として定め、砂川市らしい「地域包括ケアシステム」の実現に向けて本計画を進めていきます。



砂川市の地域包括ケアシステム（イメージ図）

地域包括ケアシステム

・ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のほか、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域の体制。



2 計画の基本目標

基本理念のもと、砂川市らしいまちづくりや具体的な施策の展開に向けて、次の5つを基本目標として計画を推進します。

基本目標 1

社会参加と生きがいづくりを支援します

ボランティア活動や就労など地域活動への参加などを通して社会とのかかわりを持ち続けていくことは、いきいきとした暮らしにつながります。

このため、誰もが生きがいを持って、学び、集い、交流できる活動を支援し、施策を展開します。

【施策 1】生きがいづくりへの支援

【施策 2】社会貢献活動・就労への支援

基本目標 2

健康づくり・介護予防を進めます

地域の中で自立した生活や様々な活動を継続していくためには、健康であることが必要です。

また、加齢による衰えを防ぐための体力づくりや病気の予防、早期発見、早期治療に努めていくことが大切です。

このため、生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと暮らせるような支援を身近な地域で展開します。

【施策 3】健康づくりの推進

【施策 4】介護予防の推進

基本目標 3

いつまでも地域の中で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実します

「地域包括ケア」を推進するためには、認知症や在宅療養に対する支援が必要です。

また、認知症高齢者や介護者を支援するため、地域包括支援センターをより広く周知するとともに介護保険サービスだけでなく、高齢者のニーズに応じた住まいや医療などを地域の中で提供していくことが重要となります。

このため、誰もがいつでも適切なサービスを受けられ、支援や介護が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

- 【施策 5】 介護保険サービスの提供と基盤整備
- 【施策 6】 自立生活への支援（高齢者福祉施策によるサービス）
- 【施策 7】 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進
- 【施策 8】 認知症高齢者への支援体制の充実
- 【施策 9】 在宅療養体制の充実
- 【施策 10】 地域包括支援センター機能の充実
- 【施策 11】 暮らしやすい住環境の推進

基本目標 4

尊厳ある暮らしを支援します

地域において安心して暮らしていくためには、高齢者の権利擁護ネットワークの構築を図るとともに、判断能力や自立度の低下などにより、財産の管理や契約行為を行うことが困難になった時の支援体制が必要です。

このため、関係機関の連携や制度などの活用により、一人ひとりが個人として尊重される地域社会の実現を目指します。

- 【施策 12】 高齢者の尊厳と権利を守る支援

基本目標5

支え合いのしくみづくりを進めます

高齢者が安心して暮らせる地域づくりや災害発生時の支援体制の整備は、地域での支え合いの活動にとって重要です。

急速に進行する高齢化により、介護期間が長期化するなど、介護者にかかる負担は大きく、その負担軽減のため支援体制を充実することが必要です。

また、支えられるばかりではなく、できる範囲で支える側になることは、生きがいづくりにもつながります。

このため、住み慣れた地域で、互いに見守り支え合う地域社会の実現を目指します。

【施策 13】 介護者への支援

【施策 14】 高齢者を地域で支えるしくみづくりの充実

3 計画の体系

基本理念

高齢者が健康で生きがいを高め、介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるまちづくり

将来像

心身ともにいきいきと
自立して暮らせるまち

互いに支え合い生涯を通じて安心して心豊かに暮らせるまち

基本目標

基本目標 1
社会参加と生きがい
づくりを支援します

基本目標 2
健康づくり・介護予
防を進めます

基本目標 3
いつまでも地域の
中で暮らせる自立
と安心のためのサ
ービスを充実しま
す

基本目標 4
尊厳ある暮らしを支
援します

基本目標 5
支え合いのしくみづ
くりを進めます

施策

施策 1 生きがいづくりへの支援

施策 2 社会貢献活動・就労への支援

施策 3 健康づくりの推進

施策 4 介護予防の推進

施策 5 介護保険サービスの提供と基盤整備

施策 6 自立生活への支援（高齢者福祉施策によるサービス）

施策 7 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の
促進

施策 8 認知症高齢者への支援体制の充実

施策 9 在宅療養体制の充実

施策 10 地域包括支援センター機能の充実

施策 11 暮らしやすい住環境の推進

施策 12 高齢者の尊厳と権利を守る支援

施策 13 介護者への支援

施策 14 高齢者を地域で支えるしくみづくりの充実

第2節 地域支援事業の充実

1 地域支援事業のあり方

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域支援事業の充実が重要な課題となります。

平成27年4月からの介護保険制度の改正では、少子高齢化が進行していく中、要支援者等の高齢者の多様なニーズに地域全体が応えるため、新しい介護予防・日常生活総合事業（以下「総合事業」という。）、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進及び生活支援サービスの体制強化が事業として位置づけられます。

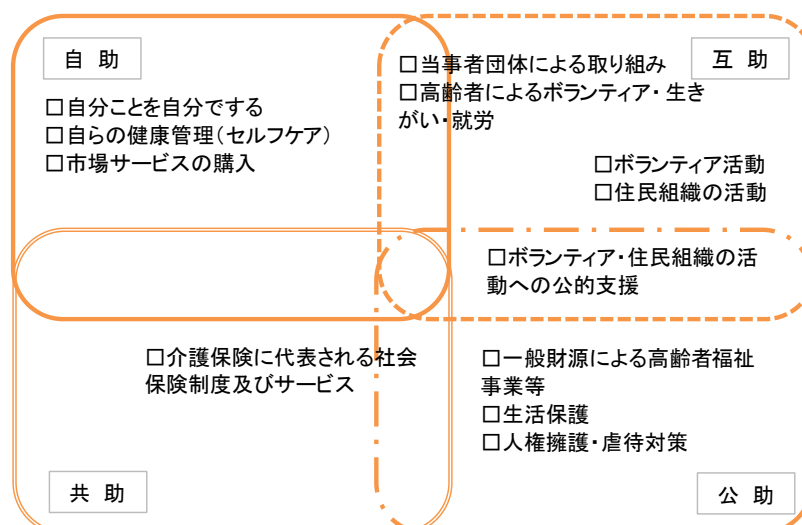
そのうち総合事業については、予防給付のうち訪問介護と通所介護が介護保険給付から地域支援事業に移行し、地域の実情に応じた多様な生活支援サービスの提供を目的として、既存の介護事業所に加えてNPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体の参画が可能となります。

また、生活支援サービスの体制を強化し、サービスの充実と高齢者の社会参加を目的として、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など、地域資源の開発や地域のニーズと地域資源のマッチングなどを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置等が位置づけられます。

総合事業については平成29年4月まで、それ以外の事業についても平成30年4月までの実施が定められていることから、まずは地域における介護事業所やNPOなどサービス提供体制の受け皿の確保に努めるとともに、不足ぎみなサービスの担い手確保のための養成、コーディネーターの配置、サービス事業者間のネットワークづくりなどを検討し、期限までの実施に向けて準備を進めます。

事業の推進にあたっては、自助・互助・共助・公助をつなぎあわせる役割も重要となります。

「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステムのイメージ図



第3章 施策の推進

基本目標 1 社会参加と生きがいを支援します

高齢者が趣味、ボランティア活動及び就労などの活動に参加することは、高齢者自身の日々の生活に活力をもたらし、生きがいをづくり、閉じこもりの防止や身体機能の向上、さらには介護予防や認知症予防にもつながります。

また、豊かな経験・知識・技能をもった高齢者が積極的に社会参加することは、地域貢献につながるとともに、社会全体の活力を維持することにもつながります。

本市では、これまで高齢者の社会参加の機会の充実に努めてきましたが、引き続き取り組みを推進するとともに、一人暮らしの高齢者の増加や多様な活動を求める高齢者が増えることなどを想定しつつ、高齢者と社会とのつながりの確保の観点からも、一層の充実に努めます。

【施策 1】生きがいをづくりへの支援

『現状と課題』

高齢者の生きがいをづくりの場としては、ふれあいセンター、総合福祉センター、公民館、総合体育館、地域交流センター、老人憩の家、町内会館、コミュニティセンター等が拠点施設となっています。

ふれあいセンターでは講座・サークル活動、総合福祉センターや地域交流センターなどではサロン活動が行われ、高齢者のふれあいをづくりの場になるとともに、外出のきっかけづくりにもつながっています。

また、公民館で開催される公民館講座や市民大学、社会福祉協議会主体により地域交流センターで開催される高齢者芸能交流大会などは、高齢者がいきいき学び合える生涯学習の場として機能しています。

運動機能の向上・維持を図るため総合体育館で行われるゆったりノルディックウォーキング教室、歩くスキー教室、高齢者軽スポーツフェスティバルなどは、仲間との交流の場になるとともに、体を動かすきっかけづくりとなり、健康づくりの場として機能しています。

社会教育事業で行われるあいさつ運動、学習相談事業及び放課後子ども教室に高齢者が積極的に関わることは、地域での自らの役割を実感することにより、日々生活するうえでの活力になるとともに地域貢献にもつながります。

さらには、老人クラブ活動への支援や敬老助成券の交付、地域公共交通サービスの推進などは、高齢者の活動の促進や外出の機会を増やす手助けにもなります。

これらの活動や支援は、高齢者の日々の生活に活力をもたらし、生きがいをづくりや仲間づくり、さらには介護予防や認知症予防にもつながります。

なお、アンケート調査では約8割の高齢者が「生きがいはある」「趣味はある」

と回答している一方、会やグループに参加していない高齢者が多いことから、
 今後は積極的な社会参加を促進する仕組みづくりが必要となります。

ふれあいセンターの利用者数

	平成24年度	平成25年度
利用者数（人）	9,588	9,380

総合福祉センターの利用者数

	平成24年度	平成25年度
利用者数（人）	6,894	7,223

老人憩の家の状況

施設数(箇所)	施設内訳
5	北光老人憩の家、南吉野老人憩の家、 石山老人憩の家、宮川老人憩の家、 空知太老人憩の家

敬老事業の実施状況

		平成24年度	平成25年度
敬老祝金贈呈事業	88歳贈呈件数(件)	110	102
	100歳贈呈件数(件)	9	2
敬老助成券交付事業	バス券交付件数(件)	506	453
	ハイヤー券交付件数(件)	1,314	1,290
	入浴券交付件数(件)	47	50
敬老祝賀事業	米寿贈呈件数(件)	112	102
	白寿贈呈件数(件)	3	7
老人クラブ敬老旅行事業	利用老人クラブ数(件)	3	0

ふれあいセンターの活動状況

	平成24年度	平成25年度
サークル活動延人数(人)	7,519	7,165
サークル展示会(回)	1	1

老人クラブの活動状況

	平成24年度	平成25年度
クラブ数(件)	23	22
クラブ会員数(人)	1,144	1,088

高齢者芸能交流大会の実施状況

	平成24年度	平成25年度
参加人数(人)	372	347

ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」の実施状況

	平成24年度	平成25年度
実施回数(回)	12	11
参加延人数(人)	387	336

地域サロンの開設状況

	平成24年度	平成25年度
開設箇所(箇所)	8	9

◆アンケート調査結果では

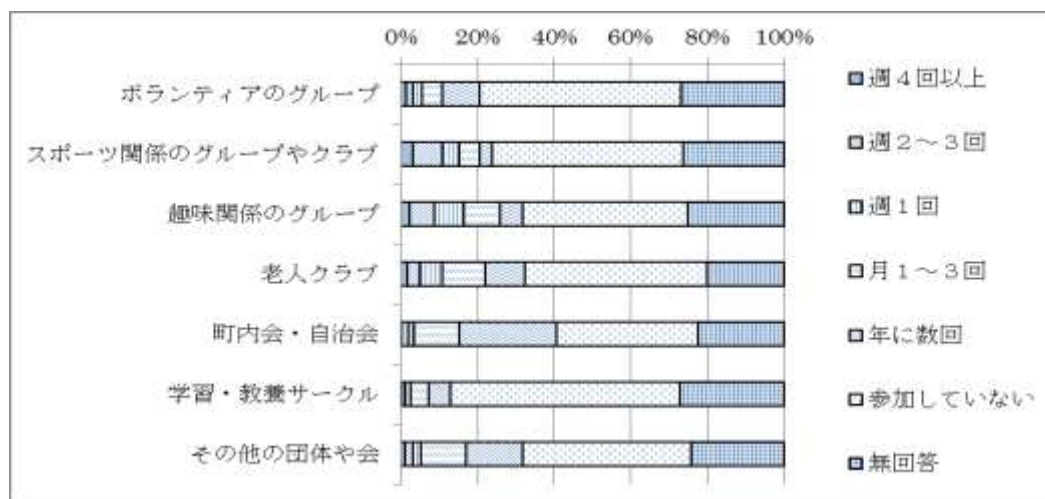
○生きがいはありますか



○趣味はありますか



○会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか



アンケート調査結果によれば、約8割の方が、「生きがいはある」、「趣味はある」と回答されていますが、会・グループ等には参加されていない方も多いのが現状です。趣味を通じての仲間づくり等、積極的な社会参加を促進する仕組みづくりを充実させる必要があるとかがえます。

『今後の方向性』

多様化するニーズに応じた活動の機会を提供することで、高齢者の自己実現の機会の拡充を図るとともに、住み慣れた地域において生きがいづくりや仲間づくりができる環境の整備に努めます。

また、広報紙などを活用した各種活動の積極的な周知を図るほか、地域公共交通サービスの推進などにより外出しやすい環境づくりに努めます。

《具体的取り組み》

敬老祝金贈呈事業

敬老助成券交付事業

敬老祝賀記念品贈呈事業

老人クラブ敬老旅行事業への支援

老人クラブ活動への支援

老人クラブ連合会への支援

ふれあいセンター活動（講座・サークル活動）

公民館活動（公民館講座、出張公民館講座、グループ・サークル活動、市民大学）

社会教育事業（あいさつ運動、学習相談事業、放課後子ども教室）

高齢者芸能交流大会

スポーツ・レクリエーション活動（ゆったりノルディックウォーキング教室、歩くスキー教室）

高齢者軽スポーツフェスティバル

ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」

ゆう「いきいきサロン」

地域サロン活動支援事業

地域が行うサロン活動への支援

老人憩の家の維持・管理

総合福祉センターへの支援

地域公共交通サービスの推進

【施策 2】社会貢献活動・就労への支援

『現状と課題』

平均寿命の延びとともに長くなった高齢期を充実して過ごすためには、日々生きがいをもって生活していくことが重要です。

社会教育事業で行われるあいさつ運動、学習相談事業及び放課後子ども教室に高齢者が積極的に関わることは、地域での子どもの見守りを通じた「安心・安全な地域づくり」への貢献とともに、高齢者がこれまでに培ってきた知識の還元といった社会貢献の場として機能しています。

また、いきいき運動推進員活動や食生活改善協議会への参加は、地域での健康づくりに貢献するとともに、自らの健康づくりにもつながります。

高齢者の就労支援では、シルバー人材センターの運営支援を行っており、高齢者がこれまでの経験・知識・技能を活かして積極的に社会参加することは、地域貢献につながるとともに、高齢者自らの生きがいづくりや健康づくりにもつながります。

なお、アンケート結果では、社会参加活動や仕事に参加していない高齢者の割合が高いことから、今後は参加へのきっかけづくりや情報発信を充実させることが必要となります。

シルバー人材センターの登録状況

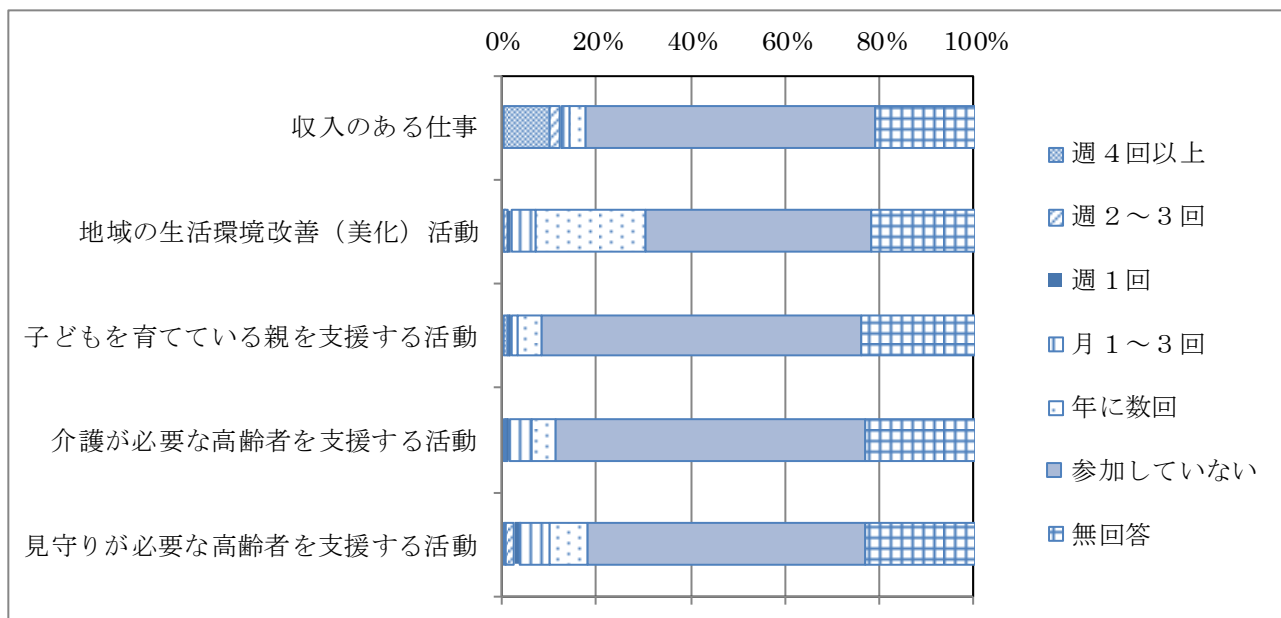
	平成 24 年度	平成 25 年度
男性登録者(人)	124	122
女性登録者(人)	29	24
合計(人)	153	146

職群別契約件数(平成 25 年度)

仕事の内容	契約件数(件)
技術(経理事務、特殊技術)	20
技能(技能、制作加工)	477
事務管理(一般事務、毛筆、筆耕)	29
管理(施設管理、物品管理)	15
折衝外交(外務)	1
軽作業(屋外作業、屋内作業)	2,175
サービス(社会活動、その他サービス)	7
合計	2,724

◆アンケート調査結果では

○以下のような活動（社会参加活動や仕事）にどのくらいの頻度で参加していますか



アンケート調査結果によれば、社会参加活動や仕事への参加状況は、「参加していない」方の割合が高くなっています。

地域の担い手として、実際の活動につながるよう、きっかけづくりや情報発信の充実の必要性がうかがえます。

『今後の方向性』

高齢期を生きがいをもって過ごすためには、高齢者が長年培ってきた経験や知識を活かせる「活躍の場」が必要です。

60歳代や70歳代をはじめとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っていない「元気な高齢者」であり、今後、新しい総合事業の開始により支援を必要とする高齢者の支え手としての役割が期待されることから、ボランティア等の社会活動・地域活動への参加を促進させるとともに、社会参加の機会を提供するなどの支援を行います。

《具体的取り組み》

ボランティアセンターの運営

食生活改善協議会への支援

食生活改善推進員の養成

いきいき運動推進員の養成・支援
シルバー人材センターへの支援
社会教育事業（再掲）

基本目標 2 健康づくり・介護予防を進めます

自立した生活や様々な活動を継続していくためには、心身ともに健康であることが大切です。

それには、加齢による体力や生活機能の低下を予防し、かかりつけ医に相談しながら、病気の予防、早期発見、早期治療に努めていくことが重要です。

介護予防には、生活習慣病などの予防や心身の健康増進のほか、支援が必要となっても生活機能の維持・改善を図り重度化を予防するリハビリテーションなどがあり、その実施主体や内容は様々です。

本市では、引き続き対象者一人ひとりの心身や生活の状態に合わせた介護予防の取り組みが提供されるよう関係機関との連携を推進するとともに、高齢者が生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと過ごせるような支援の実現を目指します。

【施策 3】健康づくりの推進

『現状と課題』

高齢化の進行とともに年々要介護認定者が増加している現状において、高齢期になってもできる限り介護を必要とせず、住み慣れた地域で自立した生活を継続していくためには、元気な時からの健康づくりが重要です。

日本人の死亡原因の6割は生活習慣病が占めており、自覚症状がないことから重症化してから医療にかかる場合が少なくありません。

また、要介護認定者の有病状況では、糖尿病や高血圧などが起因した血管疾患が76.1%を占めています。

ふれあいセンターでは、健康診査を入り口とした生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点を置き、健診結果に基づいた個別支援を実施していますが、健診の受診率は35.5%と目標値に対して低率であり、地域の中に潜在している重症化予防の対象者を発見するために健診の受診率を向上させていくことが課題となっています。

食生活での取り組みとしては、食生活改善推進員の協力を得ながら、バランスのとれた食事や不足しがちな野菜の摂り方、減塩などについての普及・啓発を実施するとともに、本市の健康課題でもある高血圧の予防に向けて、血圧手帳の配布と家庭での自己測定の普及を図っています。

また、75歳以上になると生活習慣病に加え、筋・骨格系の疾患を有する方が増加していく現状から、身近な所で継続した運動が行えるよう、ロコモティブシンドロームの概念を取り入れた「いきいき体操」を考案し、いきいき運動推

進員派遣事業により、高齢者の運動機能の維持向上と閉じこもり予防に努めています。

いきいき体操を実施する会場や参加人数は年々増加しており、住民が主体となった健康づくり活動として地域に広がりを見せています。

国保特定健診受診率

	平成 24 年度	平成 25 年度
砂川市	32.7% (全道 74 位)	35.5% (全道 59 位)
北海道	26.7% (全国 39 位)	24.9% (全国 39 位)
全 国	34.6%	33.5%

国保特定健診の保健指導延人数

	平成 24 年度	平成 25 年度
健診結果説明会 (人)	896	820
来所相談 (人)	287	248
電話相談 (人)	294	315
家庭訪問 (人)	584	654
合 計	2,061	2,037

国保特定健診の有所見者の推移

		平成 20 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
血 圧	正常	34.8%	42.9%	46.3%
	正常高値	22.3%	22.4%	22.1%
	受診勧奨判定値	42.9%	34.7%	31.6%
血 糖	正常	12.2%	54.5%	46.6%
	境界域	75.3%	38.9%	46.0%
	受診勧奨判定値	12.6%	6.5%	7.4%
LDL コレス テロール	正常	38.6%	43.6%	43.5%
	境界域	23.9%	25.6%	27.9%
	受診勧奨判定値	37.5%	30.7%	30.2%

※受診勧奨判定値：医療機関の受診を勧める必要性を判断する値

後期高齢者健康診査の実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数 (人)	3,322	3,094
受診者数 (人)	152	267
受 診 率 (%)	4.6	8.6

各種がん検診の実施状況

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	受診数 (人)	受診率 (%)	受診数 (人)	受診率 (%)
胃がん	975	11.4	899	10.5
大腸がん	1,184	13.9	1,140	13.4
肺がん	1,158	13.6	1,083	12.7
子宮がん	388	12.3	404	12.5
乳がん	418	15.4	406	15.7
前立腺がん	310	8.7	307	10.3

平成 25 年度介護認定者の年齢別有病状況

受給者区分		2号		1号				合計										
年齢		40～64歳		65～74歳		75歳以上		計										
被保険者数		6,522人		2,858人		3,069人		5,927人		12,449人								
認定者数		33人		96人		940人		1,036人		1,069人								
認定率		0.51%		3.4%		30.6%		17.5%		8.6%								
新規認定者数		2人		0人		15人		15人		17人								
介護度別人数	要支援1・2	8	24.2%	24	25.0%	282	30.0%	306	29.5%	314	29.4%							
	要介護1・2	17	51.5%	42	43.8%	359	38.2%	401	38.7%	418	39.1%							
	要介護3～5	8	24.2%	30	31.3%	299	31.8%	329	31.8%	337	31.5%							
有病状況 (レセプトの診断名より重複して計上)	疾患	順位	疾病	件数	割合	疾病	件数	割合	疾病	件数	割合							
	件数	--	33	96	940	1,036	1,069											
	血管疾患	循環器疾患	1	脳卒中	12	36.4%	脳卒中	32	33.3%	脳卒中	395	42.0%	脳卒中	427	41.2%	脳卒中	439	41.1%
			2	腎不全	3	9.1%	虚血性心疾患	21	21.9%	虚血性心疾患	303	32.2%	虚血性心疾患	324	31.3%	虚血性心疾患	326	30.5%
			3	虚血性心疾患	2	6.1%	腎不全	5	5.2%	腎不全	93	9.9%	腎不全	98	9.5%	腎不全	101	9.4%
	基礎疾患	糖尿病等	21	63.6%	糖尿病等	49	51.0%	糖尿病等	692	73.6%	糖尿病等	741	71.5%	糖尿病等	762	71.3%		
	血管疾患合計	合計	21	63.6%	合計	56	58.3%	合計	736	78.3%	合計	792	76.4%	合計	813	76.1%		
	認知症	認知症	2	6.1%	認知症	10	10.4%	認知症	165	17.6%	認知症	175	16.9%	認知症	177	16.6%		
	筋・骨格疾患	筋骨格系	16	48.5%	筋骨格系	46	47.9%	筋骨格系	630	67.0%	筋骨格系	676	65.3%	筋骨格系	692	64.7%		

いきいき運動推進員派遣事業

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施会場 (箇所)	8	12	13	13	14	18
実施回数 (回)	69	80	103	123	130	150
推進員派遣数 (人)	172	226	377	398	332	546
延参加者数 (人)	1,148	1,535	2,205	2,871	2,695	4,287

健康教育の実施状況

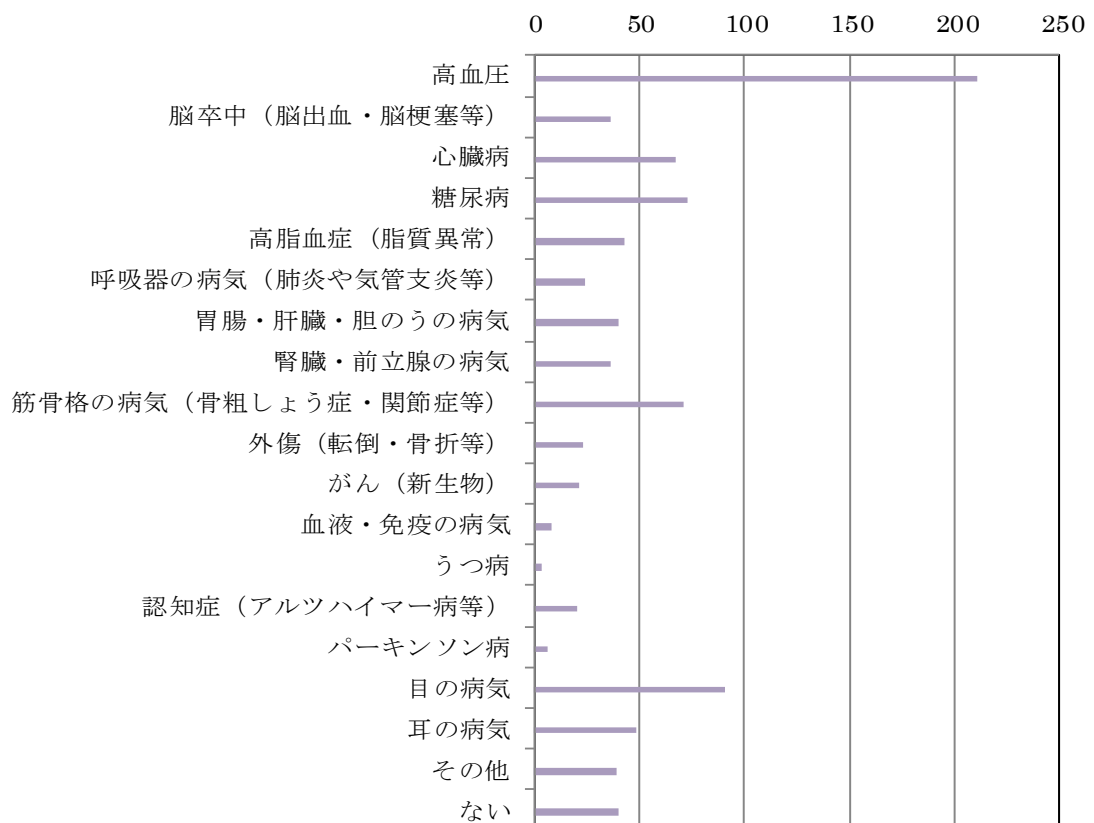
		平成 24 年度	平成 25 年度
老人クラブ	実施回数 (回)	72	72
	実施延人数 (人)	1,017	933
町内会健康づくり推進事業	実施回数 (回)	8	9
	実施延人数 (人)	190	199
その他	実施回数 (回)	116	99
	実施延人数 (人)	2,413	1,918

※平成 24 年度の「その他」については、臨時事業（食生活改善推進員養成講座、いきいき運動推進員養成講座、自殺対策緊急強化推進事業）を含む

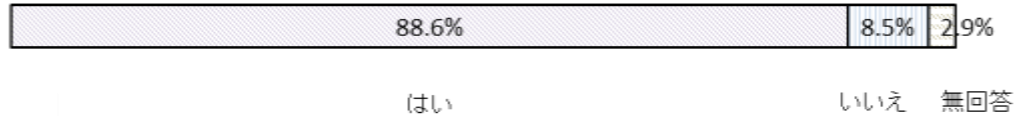
◆アンケート調査結果では

○現在治療中、または後遺症のある病気はありますか（複数回答あり）

(人)



○健康についての記事や番組に関心がありますか



アンケート調査結果によれば、高血圧、糖尿病といった生活習慣病が上位を占めており、健康づくりに向け、生活習慣病の発症化予防と重症化予防の必要性がうかがえます。

また、健康について関心のある方が8割強と多く、その方の状態に合った適切な情報の選択や活用方法の支援の必要性がうかがえます。

『今後の方向性』

要介護状態の原因となる生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進するため、特定健康診査等の受診率を向上させるとともに、健診結果に基づいた個別支援の継続と更なる重症化予防のための二次検診の導入を図ります。

また、高齢期特有のこころや体の特徴を踏まえ、運動器疾患の発症予防や重症化予防さらには閉じこもり予防、うつ予防などを推進するため、いきいき運動推進員派遣事業を継続し、「いきいき体操」の普及・啓発及び高齢者が楽しく集える場の増加を促します。

高齢者の死亡原因の上位を占める肺炎の重症化予防に向けては、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種が受けやすいよう接種費用の助成を継続します。

そのほか、高齢者が日常生活の中で自らの健康に関心を持ち、健康づくりのための行動がとれるよう、様々な機会を活用しながら積極的に情報提供するとともに住民の主体的な健康づくり活動を支援します。

《具体的取り組み》

健康診査（国保特定健康診査、後期高齢者健康診査）

特定健康診査結果説明会

特定健康診査二次検診

特定健康相談・家庭訪問

各種がん検診

市民健康栄養相談

老人クラブ健康教育・健康相談

町内会健康づくり推進事業

高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防接種の助成

- いきいき運動推進員派遣事業
- いきいき運動推進員の養成・支援（再掲）
- スポーツ・レクリエーション活動（再掲）
- 食生活改善協議会への支援（再掲）
- 食生活改善推進員の養成（再掲）

【施策 4】介護予防の推進

『現状と課題』

元気な高齢者が介護予防に関心を持ち、介護予防教室などに積極的に参加することは、生活機能の維持・改善につながるとともに、いきいきとした生活を長く続けていくためには大変重要です。

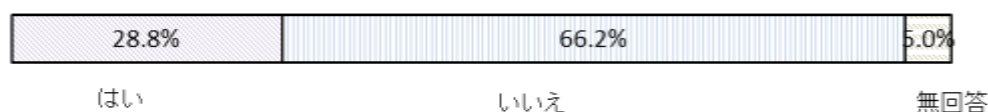
ふれあいセンターでは、地域包括支援センターや社会福祉協議会、その他各種ボランティア団体などと協力し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などを目的とした介護予防教室を当センターほか地域で開催しています。

また、平成26年度から開催している通年型介護予防教室は、まちなかで開催することで高齢者の利便性に配慮するとともに、運動指導士などの指導による健康プログラムの実践により、自立した生活を送るための基礎体力の向上につなげています。

運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけではなく、日常生活の活動を高め社会参加を促進させることが、生きがいつくりや介護予防につながることから、今後も介護予防の取り組みを推進していくことが必要となります。

◆アンケート調査結果では

○この1年間に転んだことがありますか



○転倒に対する不安は大きいですか



○以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか



アンケート調査結果によれば、この1年間に転倒したことがある方は約3割ですが、転倒に対する不安が大きい方は5割となっています。

また、以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと感じている方は6割となっています。

加齢による身体機能の低下をできる限り予防し、状態の改善や重度化の予防を図るなど、心身の不安を取り除き、いきいきと過ごすことができる取り組みの必要性がうかがえます。

『今後の方向性』

引き続き介護予防事業の推進や介護予防についての普及・啓発に努めるとともに、サロン活動など地域に根ざした介護予防活動の支援を行います。

また、介護保険制度の改正により、予防給付のうち訪問介護と通所介護が新しい総合事業へ移行し、これまでの専門的なサービスに加え、「元気な高齢者」を含む地域住民やNPOなど、多様な主体によるサービスの提供が可能となることから、必要なサービスを把握するとともに提供体制の検討・整備を行います。

《具体的取り組み》

通年型介護予防教室「いきいきシニアプログラム」

保健師による出前講座

ゆう百歳体操

体力テスト

ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」（再掲）

ゆう「いきいきサロン」（再掲）

地域サロン活動支援事業（再掲）

地域が行うサロン活動への支援（再掲）

いきいき運動推進員派遣事業（再掲）

いきいき運動推進員の養成・支援（再掲）

基本目標3 いつまでも地域の中で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実します

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていけるよう、介護保険サービスの充実に加え、高齢者のニーズに応じた本市独自の生活支援サービスの提供が重要となります。

本市では、平成18年度から開始された「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」及び「自立した日常生活の支援」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に引き続き努めるとともに、地域の実情にあった「包括ケア」を追求することにより、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指します。

【施策 5】介護保険サービスの提供と基盤整備

『現状と課題』

本市の要介護・要支援認定者数及び介護保険サービス給付費の現状は、介護保険制度が創設された平成12年度と平成25年度の実績を比較すると、高齢者の増加などに伴い、認定者数は約2.4倍、サービス給付費は約1.8倍に増加しています。

また、平成25年度末時点の介護保険の施設・居住系サービスの整備状況は、特別養護老人ホーム1カ所、老人保健施設1カ所、認知症高齢者グループホーム3カ所、有料老人ホーム1カ所となっています。

今後も急速な高齢化により要介護認定者数の増加及びそれに伴うサービス給付費の増加が見込まれることから、制度の持続可能性の確保を念頭に置きつつ、必要なサービス量の調査・分析を行うとともに、サービスの円滑な提供体制を確保することが必要となります。

『今後の方向性』

介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」のさらなる構築に向けて、居宅サービスや地域密着型サービスの充実を主眼におきつつ、サービス毎の適正量を見込むことにより必要となるサービスの整備に努めます。

また、在宅医療・介護連携の推進とともに引き続き居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所との連携を図りながら、必要なサービスが確保・提供されるよう努めます。

《具体的取り組み》

訪問介護・介護予防訪問介護

訪問看護・介護予防訪問看護

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通所介護・介護予防通所介護

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
住宅改修・介護予防住宅改修
居宅介護支援・介護予防支援
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
地域密着型通所介護

【施策 6】自立生活への支援（高齢者福祉施策によるサービス）

『現状と課題』

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、介護保険サービスとともに、高齢者福祉施策による日常生活へのきめ細かな支援や見守りなどが必要です。

食事の支度が困難な高齢者に対しては、配食サービスを通して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、配達の際には安否確認などを行っています。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などが安心して在宅で生活するために、緊急通報装置や救急医療情報キットの設置、除雪サービスの実施、さらには高齢者やその家族の経済的負担の軽減を図るため紙オムツ利用券の交付などを行っています。

社会福祉協議会が行う市民ふれあいサービス事業では、住民参加型のボランティアによる家事援助や通院支援などの日常的な生活援助を実施しており、支援が必要な高齢者が在宅で生活続ける手助けとなっています。

今後も高齢化の進行によりサービスを必要とする高齢者は増加することが見込まれることから、サービス総量の増加や多様化するニーズへの対応として、サービスの充実とともに効率的かつ効果的なサービスの提供が必要となります。

除雪サービス事業の実施状況

	平成24年度	平成25年度
利用件数(件)	79	89

在宅高齢者配食サービス事業の実施状況

	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	67	55

紙オムツ利用券交付事業の実施状況

	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	81	86

緊急通報装置設置事業の実施状況

	平成24年度	平成25年度
新規設置台数(台)	50	29
廃止台数(台)	14	16
設置台数計(台)	157	170

市民ふれあいサービス事業の実施状況

	平成24年度	平成25年度
利用会員数(人)	49	51
提供会員数(人)	34	35
派遣回数(回)	438	452

軽費老人ホームの状況

	平成24年度	平成25年度
施設数(箇所)	1	1
入所者数(人)	48	48

養護老人ホームの入所者数

	平成24年度	平成25年度
入所者数(人)	7	4

『今後の方向性』

高齢者が必要な介護サービスを必要な時に受けることができるように各種介護サービスの情報提供に努めるとともに、「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、介護保険サービスと高齢者福祉施策によるサービスを整理し、充実すべき事業の構築に努めます。

また、今後の高齢化の進行を見込んだうえで高齢者福祉施策によるサービスの総量を的確に捉えるとともに、多様化するニーズに対応するため高齢者本人及びその家族が必要とするサービスの把握に努め、効率的かつ効果的なサービスの提供を行います。

このほか、高齢者本人及びその家族に加え、ケアマネジャーや医療機関へのサービス制度の周知、広報紙などを活用した周知により、サービスの積極的な活用を促すことで高齢者の自立した生活を支援します。

《具体的取り組み》

除雪サービス事業

在宅高齢者配食サービス事業

紙オムツ利用券交付事業

緊急通報装置設置事業

救急医療情報キット設置の推進

市民ふれあいサービス事業

外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業

居宅介護住宅改修資金貸付事業

住宅改修支援事業

生活福祉資金貸付事業

【施策 7】介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進

『現状と課題』

高齢者の多様化するニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、サービス利用のパンフレットを発行するなど、利用者に対して適切なサービス利用方法の周知を図るとともに、サービス事業所への実地指導などを通じて法令や基準に基づく適正なサービスの提供につなげています。

また、介護給付適正化業務として医療情報との突合・縦覧点検などを実施することにより、不適切なサービスの提供や利用の防止に努めています。

『今後の方向性』

介護保険サービス事業者等に対する人材確保の支援について検討するとともに、地域包括支援センター主催によるケアマネジャーや介護職員などを対象とした事例検討会や研修会を開催することにより、介護従事者の確保及び資質向上に努めます。

また、介護保険サービスの適正な利用を促進するため、引き続きパンフレットの発行や広報紙などによるサービスの利用方法などの周知を図るとともに、北海道が策定する介護給付適正化事業推進要綱に基づき、引き続き介護給付の適正化に努めます。

《具体的取り組み》

- 介護保険サービス事業所向け研修会の開催
- 介護保険サービスに関する苦情相談
- 介護給付適正化の推進
- 要介護認定適正化の推進
- 事例検討会の開催
- 介護保険サービス事業者に対する指導監査
- 介護保険制度の普及・啓発
- 介護サービス情報の公表と第三者評価の促進
- 介護人材の確保

【施策 8】認知症高齢者への支援体制の充実

『現状と課題』

急速な高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は今後さらに増加していくことが見込まれます。

本市の平成 26 年 3 月末時点における要介護認定者 1,047 人のうち、日常生活に支障をきたし、何らかの見守りや支援を要する認知症高齢者自立度Ⅱ以上の要介護認定者は 612 人（要介護認定者に占める割合は 58.5%）で、平成 23 年 3 月末と比べて 60 人増加しています。

本市では、平成 22 年度から地域における認知症の取り組みを推進するため、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターの指定を受けている市立病院や各関係機関と連携を図りながら、認知症施策を重点的に取り組んできました。

平成 26 年度には、国が推進する認知症初期集中支援推進事業の取り組みとして、認知症疾患医療センターと協力・連携のもと地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、活動を開始しています。

これにより、平成 25 年度から開始した「地域高齢者見守り事業」により把握された初期の認知症及び認知症の症状があるにもかかわらず支援につながっていない高齢者を認知症初期集中支援チームに円滑につなぐ体制が確立し、認知症の早期発見・早期対応及び適切な支援が図られています。

また、平成 26 年度から地域包括支援センターが主催となり、認知症の普及・啓発及び認知症の方や介護する家族などに対する心のケアを目的とした「認知症カフェ（ひだまりカフェ）」の開催にも取り組んでいます。

このほか、認知症に関する正しい知識や認知症の方への理解を広めるために、市内で活動する事業者や団体に対する認知症サポーター養成講座を開催するとともに、広報紙における特集記事のほか、ホームページに「認知症ガイド」を掲載するなど、市民への普及・啓発に取り組んでいます。

地域で認知症に取り組む団体として、平成 16 年に発足し平成 21 年に NPO 法人となった「中空知・地域で認知症を支える会」は、認知症に係る地域の核として

活動を続けており、関係者の情報共有のツールとして認知症の方の「マイカルテ」である「空知支えあい連携手帳」を作成するほか、医療・保健・介護・福祉にわたる多職種間での連携強化を図るため認知症多職種事例検討会を開催するなど、認知症の普及・啓発に幅広く取り組んでいます。

また、平成19年に発足した「砂川市認知症を抱える家族の会(ひだまりの会)」は、認知症の方を介護する家族の介護負担の軽減及び偏見の少ない介護しやすい地域づくりを目的として活動を続けており、情報交換交流会の定期開催や介護者が学びたい研修や施設見学などのほか、アルツハイマーデーに合わせて街頭啓発を行うなど、市民に対し認知症に関する啓発活動を行うとともに、「認知症カフェ(ひだまりカフェ)」の開催にも協力しています。

このほか、平成22年に発足した「認知症支援ボランティアぽっけ」は、認知症の方及び介護する家族に対するボランティア支援を行うことを目的に活動を続けており、通院や買物の付添い、話し相手、安否確認、家族の介護相談など、医療や介護の公的なサービスでは補えないサポートに取り組んでいます。

認知症は早期診断・早期治療が大切なことから、早期に発見し受診につなげるとともに、一人ひとりの状態に応じた適切なサービスを提供する体制を構築することが必要です。

また、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、本人や介護する家族に加え、周りで支える市民が認知症に関する正しい知識と理解を持つことが重要であり、さらなる普及・啓発の充実を図ることが必要です。

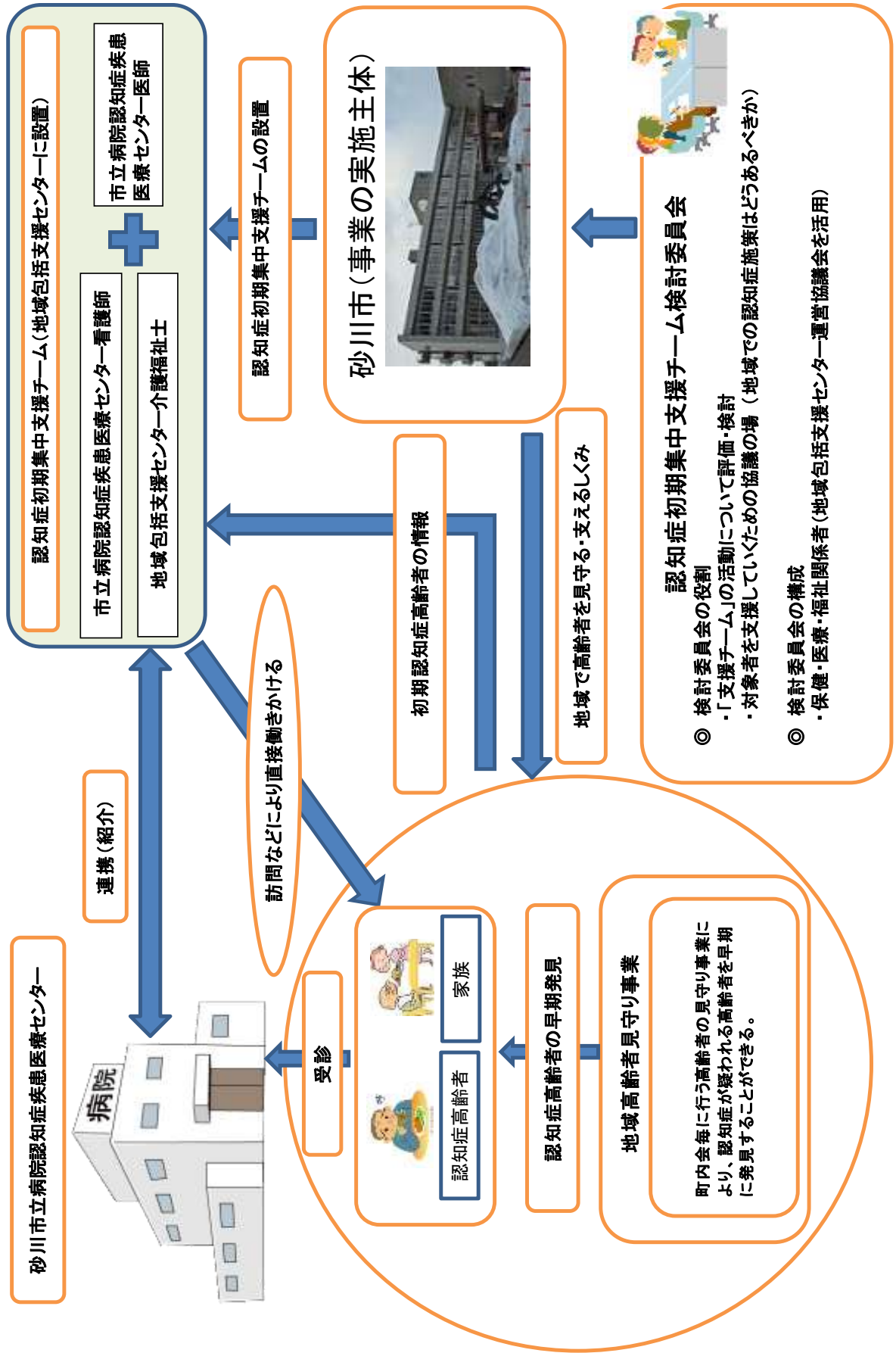
要介護認定者に占める認知症高齢者の割合

	区 分	要介護認定者数	要介護認定者に占める割合
平成23年3月末	総 数	918 人	—
	うち認知症高齢者自立度Ⅱ以上	552 人	60.1%
	うち認知症高齢者自立度Ⅲ以上	214 人	23.3%
平成26年3月末	総 数	1,047 人	—
	うち認知症高齢者自立度Ⅱ以上	612 人	58.5%
	うち認知症高齢者自立度Ⅲ以上	245 人	23.4%
平成23年3月から平成26年3月の増加率	総 数	14.1%	—
	うち認知症高齢者自立度Ⅱ以上	10.9%	
	うち認知症高齢者自立度Ⅲ以上	14.5%	

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準における判定状況

区 分		要介護認定者数	自立	I	Ⅱ a	Ⅱ b	Ⅲ a	Ⅲ b	Ⅳ	M	計
平成23年3月末	人数(人)	918	184	182	101	237	119	23	58	14	918
	要介護認定者数に占める割合	—	20.1%	19.8%	11.0%	25.8%	13.0%	2.5%	6.3%	1.5%	100.0%
平成26年3月末	人数(人)	1,047	207	228	106	261	150	31	48	16	1,047
	要介護認定者数に占める割合	—	19.8%	21.8%	10.1%	24.9%	14.3%	3.0%	4.6%	1.5%	100.0%
平成23年3月から平成26年3月の増加率		14.1%	12.5%	25.3%	5.0%	10.1%	26.1%	34.8%	-17.2%	14.3%	—

砂川市認知症初期集中支援推進事業（イメージ図）



徘徊高齢者SOSネットワークの実施状況

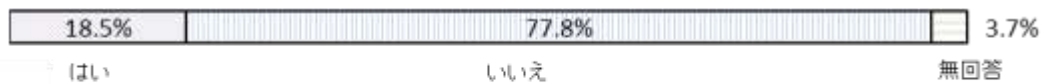
	平成24年度	平成25年度
通報件数（件）	4	3

徘徊高齢者等位置情報提供サービス利用助成事業の実施状況

	平成24年度	平成25年度
利用者数（人）	1	2

◆アンケート調査結果では

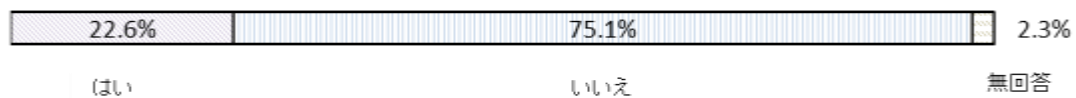
○周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか



○自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか



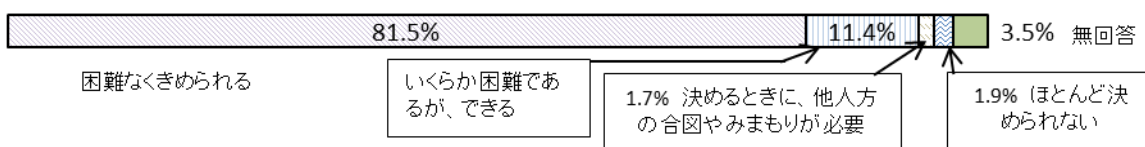
○今日が何月何日かわからない時がありますか



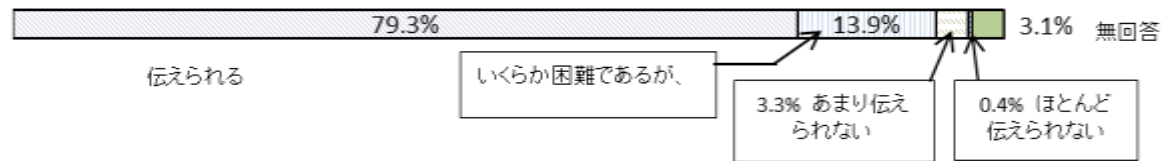
○5分前のことが思い出せますか



○その日の活動（食事をする、衣服を選ぶなど）を自分で判断できますか



○人に自分の考えをうまく伝えられますか



アンケート調査結果によれば、物忘れや理解・判断力の低下の症状がない方がほとんどですが、今後の急速な高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は増加することが見込まれることから、認知症の早期発見・早期診断のほか認知症に関する正しい知識の普及・啓発が必要となります。

『今後の方向性』

認知症の相談窓口として地域包括支援センターを中心とした相談機能の充実を図るとともに、市及び地域包括支援センターが主体となり、認知症疾患医療センターやかかりつけ医などの医療機関、NPO 法人、ボランティア団体、家族会などの協力のもと、早期発見・早期対応及び適切な支援につなげる体制の構築を図ります。

また、介護保険サービス及び高齢者福祉施策によるサービスの提供により、認知症高齢者及び介護する家族を支援するとともに、NPO 法人や家族会などと協働で認知症高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

さらには、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示した認知症ケアパスの作成に取り組むとともに、医療・介護・福祉関係者や日常的に高齢者の見守りに取り組んでいる市民が、高齢者の認知症状に対して早期に気づき、必要な医療・介護サービスにつなげられるよう正しい知識の普及・啓発の充実を図ります。

《具体的取り組み》

認知症地域支援推進員等設置事業

認知症初期集中支援推進事業

認知症カフェの開催

認知症ケアに携わる多職種連携の推進

認知症ケアパスの作成

認知症サポーターの養成

認知症の普及・啓発

認知症疾患医療センター及びかかりつけ医等との連携強化

NPO法人中空知・地域で認知症を支える会への支援

認知症支援ボランティアぼっけへの支援
 認知症を抱える家族の会への支援
 徘徊高齢者SOSネットワーク
 徘徊高齢者等位置情報提供サービス利用助成事業

【施策 9】在宅療養体制の充実

『現状と課題』

高齢者が安心して在宅療養を続けていくためには、在宅療養体制の強化とともに医療機関相互及び医療機関と介護事業所との連携を推進することが重要です。

市立病院では、退院後の在宅療養支援や療養相談に対応するため、社会福祉士や看護師などを配置した地域医療連携室を設置し、退院調整などをケアマネジャーや訪問看護ステーションと連携して行うことで在宅療養の不安を解消するとともに、契約を交わした医療機関との患者情報の共有を図ることで効率的な診療に結びつけています。

地域医療連携室の相談件数

	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数（件）	13,539	17,703

日常生活用具貸与事業の実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
利用件数（件）	0	3

◆アンケート調査結果では

○普段の生活でどなたかの介護・介助は必要ですか

必要ない	何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない	現在何らかの介護・介助を受けている	無回答
71.4%	8.3%	13.7%	6.6%

○上記で「現在何らかの介護・介助を受けている」と回答した方のうち介護・介助している方の年齢は

65 歳未満	65～74 歳	75～84 歳	85 歳以上	無回答
27.3%	25.8%	25.8%	3.0%	18.1%

アンケート調査結果によれば、現在何らかの介護・介助を受けている高齢者は1割弱で、さらにその内の5割は高齢者が高齢者を介護する、いわゆる「老老介護」の状況となっています。

今後も老老介護が増加すると見込まれることから、高齢者が在宅で療養生活を継続するために、在宅療養支援や療養相談等、適切な在宅療養を支える体制の充実及び介護する家族への支援が引き続き必要になるとうかがえます。

『今後の方向性』

今後も継続して市立病院、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどの関係機関と緊密な連携を図るとともに、支援が必要な高齢者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行います。

また、在宅療養者の日常生活を支えるため、生活支援サービスやリハビリテーションの充実を図るとともに、引き続き関係機関と緊密な連携を図り、在宅で療養を希望する高齢者を支援します。

そのほか、在宅療養を推進するためには、看取りを含めた在宅療養を正しく理解することが重要であることから、広報紙などを活用した市民に対する普及・啓発に努めます。

さらには、在宅療養体制の強化として、市立病院を含む市内医療機関、調剤薬局、ふれあいセンター、介護事業所など医療・介護・保健に関連する施設や事業所が参画する「(仮称)地域包括ケアネットワークシステム」の導入により、支援が必要な高齢者などの情報を共有し、迅速かつ的確な支援体制の構築を図ります。

《具体的取り組み》

訪問看護事業への支援

市立病院地域医療連携室との連携

医療・介護連携のネットワークの構築

多職種連携の推進

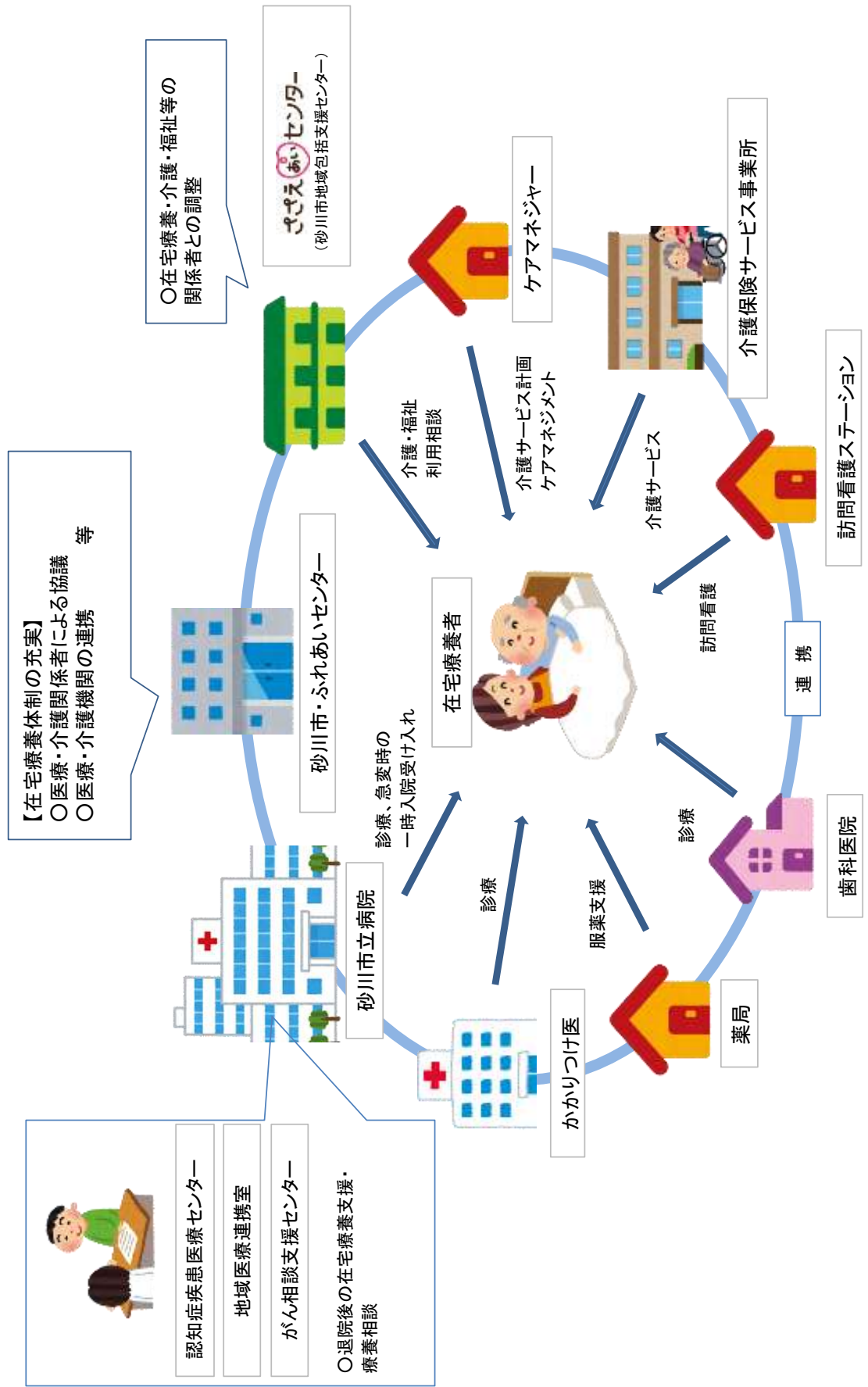
在宅療養の普及・啓発

がん患者・家族に対する支援

失語症者交流会の開催

日常生活用具貸与事業

在宅療養を支えるしくみ(イメージ図)



【施策 10】地域包括支援センター機能の充実

『現状と課題』

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための中心的な機関として、高齢者やその家族への総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護などの業務を行っています。

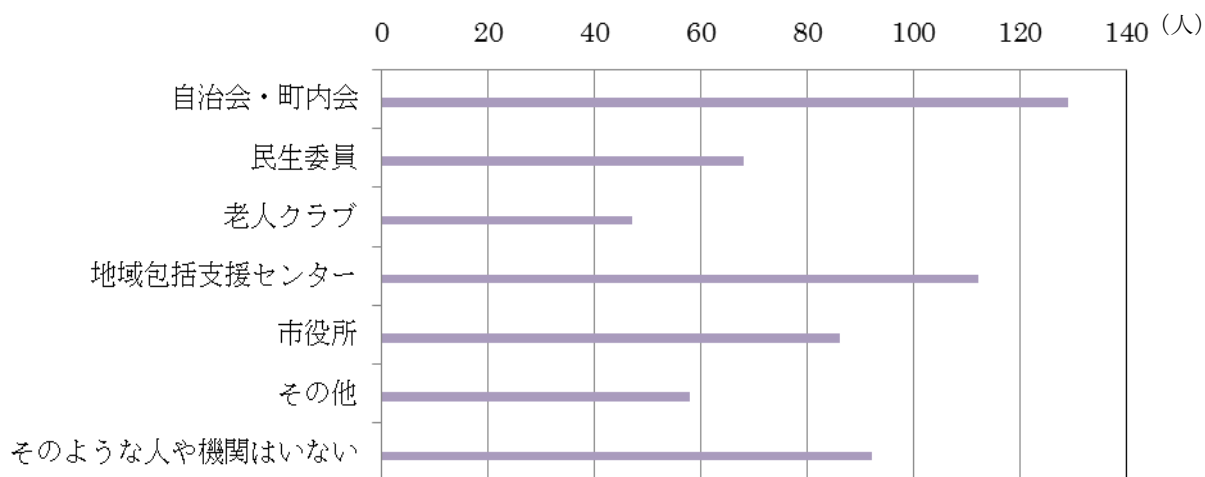
平成 25 年度の相談延人員は、開設当初である平成 18 年度の約 7 倍の 1,410 人に達し、また、アンケート調査では「家族や友人・知人以外で何かあったときの相談相手」として自治会・町内会に次いで「地域包括支援センター」と回答した方が多く、高齢者が安心して暮らしていくための地域づくりを支えています。

また、平成 26 年度には当センターの認知度の向上を図るため、愛称を「ささえあいセンター」と定め、ロゴマークを新たに作成するなど、親しみやすい総合相談窓口としての周知に努めています。

このような取り組みにより認知度が向上するとともに利用者は着実に増加していますが、多様化する利用者ニーズに対応するため、今後も継続した広報活動などの取り組みが必要となります。

◆アンケート調査結果では

○家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください
(複数回答あり)



アンケート調査結果によれば、何かあったときに相談する相手として、自治会・町内会に次いで地域包括支援センターに相談すると回答された方が多く、地域包括支援センターの認知度が高いことがうかがえます。

その一方で、そのような人や機関はいないと回答されている方も多く、地域コミュニティの再生や気軽に相談できる地域づくりの推進、地域包括支援センターの継続的な認知度向上の必要性がうかがえます。

『今後の方向性』

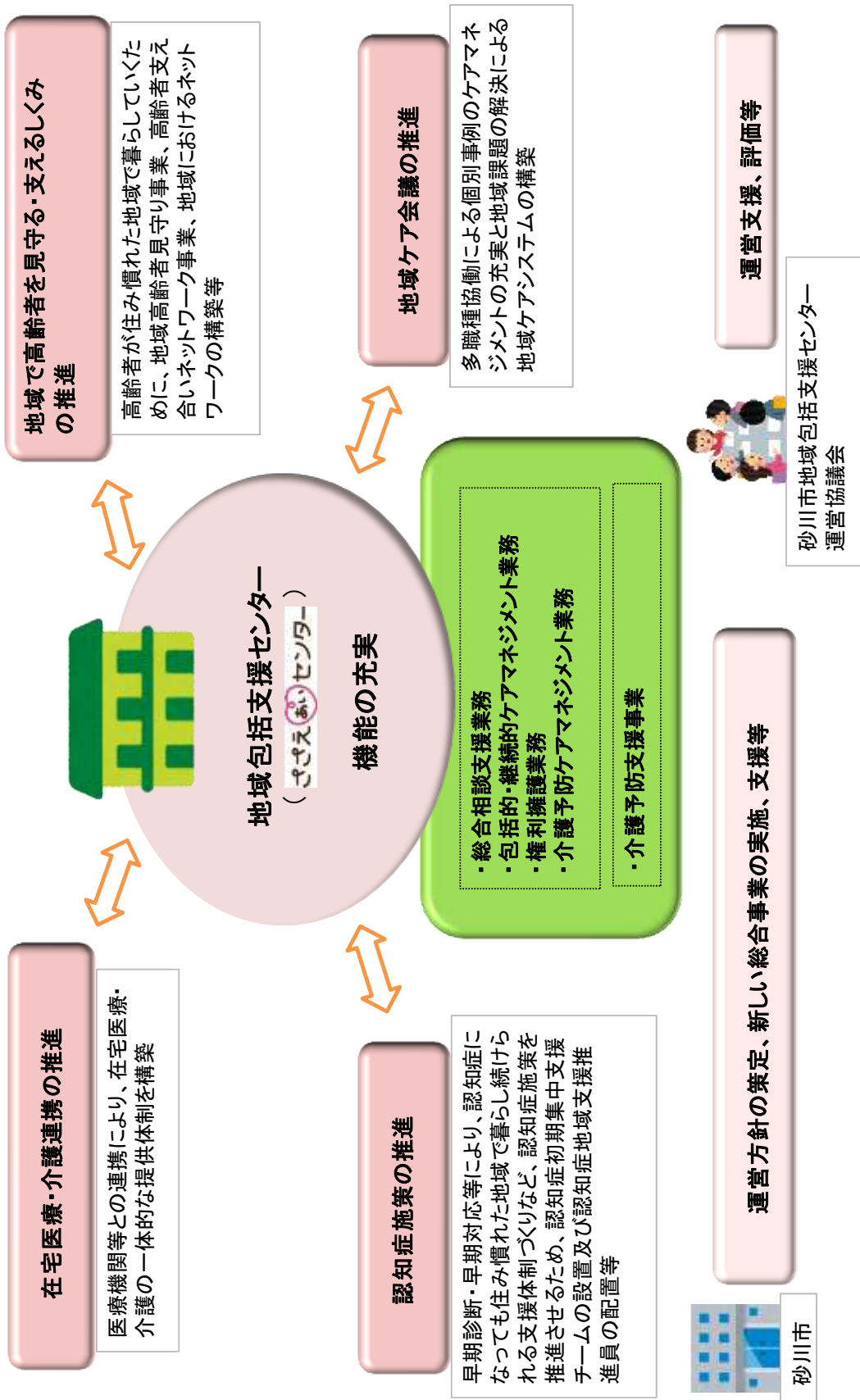
地域包括支援センターは「地域包括ケア」を推進するうえで中心となる機関であり、高齢化の進行による一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、多様化するニーズなどに伴い、その役割はさらに重要になることから、引き続き当センターの認知度の向上に努めます。

また、新しい総合事業や多岐にわたる相談に対応できる体制を確保するとともに、多様化するニーズに対応するため、医療・介護・福祉・保健などの関係機関のほか、町内会や民生児童委員など地域で活動する関係機関等と連携し、高齢者に対する支援に取り組みます。

《具体的取り組み》

- サテライト地域包括支援センター事業
- 相談協力員との連携
- 主治医との連携強化
- 支援困難事例等のケアマネジャーへの支援
- 地域ケア会議の開催
- ケアマネジメント実務者研修会の開催
- 地域包括支援センター運営協議会の開催
- 高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会の開催
- 高齢者虐待防止の推進
- 介護予防ケアマネジメント
- 介護保険サービス事業者向け研修会の開催（再掲）
- 介護保険サービスに関する苦情相談（再掲）
- 事例検討会の開催（再掲）
- 認知症地域支援推進員等設置事業（再掲）
- 認知症初期集中支援推進事業（再掲）

地域包括支援センター機能の充実（イメージ図）



【施策 11】暮らしやすい住環境の推進

『現状と課題』

高齢期になっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢とともに衰える身体機能に配慮した住まい・住環境の整備が必要です。

現在、本市では高齢者などが居住する住宅のバリアフリー工事に対する助成を行うほか、安否確認などのサービスが付加された高齢者専用の公営住宅を確保するなど、高齢者が安心して暮らし続けられる住環境の整備に努めています。

今後も高齢化の進行や多様化するニーズに対応するため、居宅介護サービスの充実や高齢者の見守りに加えて、身体機能に配慮した住まい・住環境の整備が求められます。

また、核家族化などの影響により、特に高齢者世帯においては、家族構成と住宅規模のミスマッチが発生しており、その解消に向けた取り組みが必要となります。

高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成事業の実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
助成件数（件）	16	12

高齢者専用の公営住宅の状況

	豊栄団地	宮川中央団地 (やすらぎの家)	三砂団地	南吉野団地 (シルバー ハウジング)	道営すずらん 地
戸数(戸)	25	10	12	11	12

◆アンケート調査結果では

○お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか

一戸建て	集合住宅	無回答
72.8%	23.3%	3.9%

○お住まいは次のどれにあたりますか

持ち家	民間賃貸住宅	公営賃貸住宅 (市・道営など)	借間	その他	無回答
71.8%	1.5%	17.8%	0.4%	4.1%	4.4%

アンケート調査結果によれば、一戸建て及び持ち家の方が7割を占めています。
加齢に伴い身体機能が低下した場合でも安心して暮らすことが出来るよう、高齢者に配慮した住環境の整備の必要性がうかがえます。

『今後の方向性』

高齢期になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、引き続き既存住宅のバリアフリー化の支援を行うとともに、公営住宅（用途廃止が決定している豊栄団地を除く）では高齢者専用住宅を確保します。

また、高齢者世帯の家族構成と住宅規模のミスマッチを解消するため、住み替え支援の仕組みづくりを検討するとともに、高齢者への配慮が施された住宅の供給促進に向けて、住宅を建設する者に対する誘導方策や支援策を検討します。

《具体的取り組み》

- 高齢者等の住まいに対する助成事業
- 高齢者専用の公営住宅の確保
- 高齢者向け住宅に係る情報提供
- 住み替えに向けた仕組みづくりの検討

基本目標 4 尊厳ある暮らしを支援します

高齢者の「尊厳の保持」を実現するためには、判断能力や自立度の低下などにより財産の管理や契約行為が難しくなった高齢者に対する支援が必要です。

また、高齢者への身体的・経済的な虐待や、いわゆる「老老介護」などは近年社会問題化しており、高齢者本人のほか、家族など周囲が抱える問題に対するきめ細かな支援体制の整備が必要です。

本市では引き続き高齢者の「尊厳の保持」を念頭に、関係機関との連携や成年後見制度などの活用により、高齢者一人ひとりの意思が最大限尊重される地域社会の実現を目指します。

【施策 12】 高齢者の尊厳と権利を守る支援

『現状と課題』

判断能力が低下した高齢者の権利を守る成年後見制度は、介護保険制度と同じ平成12年度にスタートし、本市では成年後見制度の利用に対する支援制度を設けるとともに、地域包括支援センターを中心に制度の普及・啓発に努めるなど、高齢者の権利擁護に取り組んでいます。

急速な高齢化の進行などにより、今後も成年後見制度のニーズが増加することが見込まれ、弁護士などの専門職後見人以外にも、市民を含めた後見人の育

成が求められていることから、市民後見人養成研修を開催するほか、一般市民を対象とした講演会の開催などによる制度の普及・啓発に努めています。

また、社会福祉協議会では、在宅で判断能力に不安のある認知症高齢者などに対して、福祉サービスの利用手続き及び日常生活の金銭管理の支援を行う日常生活自立支援事業を実施しています。

高齢者に対する虐待への対応としては、平成 18 年度に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことなどに伴い、地域包括支援センターなどが中心となり「高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会」を定期的で開催し、警察署や保健所など公的な機関のほか、町内会や民生児童委員など地域の関係者との協力・連携のネットワークの構築を図り、適切かつ迅速な介入を行うことで、高齢者に対する虐待の防止や早期発見に努めています。

このほか、高齢者の消費者被害を防ぐため、消費者協会などの関係機関と連携するとともに、消費者被害に関する普及・啓発及び注意喚起に努めています。

今後も高齢化や核家族化の進行のほか、地域のつながりの希薄化など様々な要因により、複雑な問題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、権利擁護、虐待防止及び消費者被害に対する適切な対応が求められます。

高齢者虐待の対応状況

		平成 24 年度	平成 25 年度
養介護施設従事者等によるもの	相談・通報件数（件）	0	0
	虐待判断件数（件）	0	0
養護者によるもの	相談・通報件数（件）	4	5
	虐待判断件数（件）	1	4

日常生活自立支援事業の実施状況

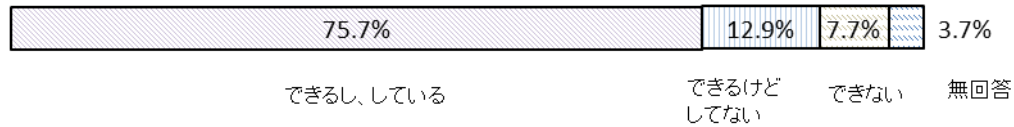
	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数（人）	3	7

心配ごと相談所の利用状況

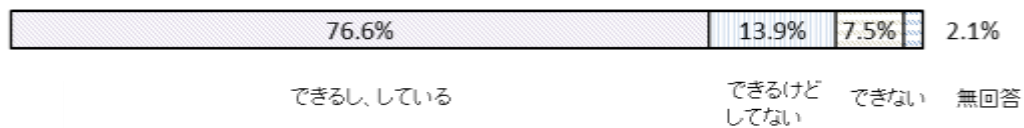
	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数（件）	3	1

◆アンケート調査結果では

○請求書の支払いをしていますか



○預貯金の出し入れをしていますか



アンケート調査結果によれば、請求書の支払いや預貯金の出し入れは7割強の方が自分で行っている一方で、1割弱の方が「できない」と回答しています。

今後、一人暮らしの高齢者の増加に伴い、金銭管理が困難な方の増加も見込まれるため、成年後見制度などの利用が必要になってくると考えられます。そのため、成年後見制度の普及・啓発をはじめ、支援が必要な高齢者への対策の必要性がうかがえます。

『今後の方向性』

今後も成年後見制度のニーズは高くなると見込まれることから、NPO 法人などの関係機関と連携を図りながら相談体制の整備や制度利用への支援を継続するほか、市民後見人の育成や広報紙などを活用した市民への制度の普及・啓発に努めます。

高齢者に対する虐待への取り組みとしては、未然の防止や早期の発見・対応につなげるため、関係機関等と連携を図りながら、被虐待高齢者及びその家族への支援に努めます。

また、高齢者の消費者被害を防ぐため、引き続き消費者協会など関係機関との連携を図るとともに、相談体制の確保のほか、出前講座の実施や広報紙などを活用した高齢者の消費者被害に関する普及・啓発及び注意喚起に努めます。

《具体的取り組み》

権利擁護の普及・啓発

成年後見制度利用支援事業

日常生活自立支援事業
心配ごと相談所
NPO 法人中空知成年後見センターへの支援
市民後見人の育成
消費生活相談
まちづくり出前講座の開催「気をつけよう悪質商法」
高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会の開催（再掲）
高齢者虐待防止の推進（再掲）

基本目標 5 支え合いのしくみづくりを進めます

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活していくためには、公的機関の支援や介護サービスのほか、高齢者の身近な存在である町内会など地域による主体的な見守り・支え合いの支援を広げていくことが必要です。

また、高齢者への支援に限らず、高齢者を介護する家族の身体的、精神的負担を和らげる支援も必要となります。

本市では、町内会など住み慣れた地域で互いに見守り支え合う地域社会の構築を引き続き推進することで、高齢者や高齢者を介護する家族への支援の充実を図っていきます。

また、改正災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を活用した要介護認定者など災害弱者への災害発生時等の支援体制の充実を図っていきます。

【施策 13】介護者への支援

『現状と課題』

高齢化や核家族化の進行により、高齢者のみの世帯が増加し、それに伴いいわゆる「老老介護」が近年社会問題化しています。

また、老老介護に限らず介護にかかわる家族への負担は大きく、加えて平均寿命の伸びにより今後は介護が長期化することも想定されます。

介護サービスの利用は介護する家族の負担の一部軽減につながりますが、多くの時間を介護に費やす家族も多く、それにより地域社会と疎遠になり、さらには介護を受ける高齢者との意思疎通が上手く図られない場合には、身体的負担に加え精神的な負担の増加にもつながります。

本市では、介護する家族に対し経済的支援を行うとともに、「地域高齢者見守り事業」などの地域における見守り体制の構築を通して、高齢者や介護する家族の地域での孤立を防ぐ取り組みを進めています。

今後も高齢者や介護する家族に対し、負担の軽減や孤立を防ぐための支援の充実が求められます。

（◆アンケート調査結果では・・・41 ページを参照）

『今後の方向性』

引き続き経済的支援を継続するとともに、地域で高齢者を見守るしくみの構築を通して介護する家族の負担軽減に努めるほか、介護する家族に対して自主的に支援活動を行う団体等を支援します。

《具体的取り組み》

地域高齢者見守り事業

家族介護慰労事業

介護手当支給事業

市民ふれあいサービス事業（再掲）

認知症カフェの開催（再掲）

認知症支援ボランティアぼっけへの支援（再掲）

認知症を抱える家族の会への支援（再掲）

【施策 14】高齢者を地域で支えるしくみづくりの充実

『現状と課題』

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護保険サービスや介護保険外のサービスの充実に加え、地域で高齢者を見守り支える体制を整えることが必要です。

「砂川市高齢者いきいき支え合い条例」は、市民が生涯を通じて安心して心豊かにいきいきと暮らすことができる地域社会の実現を目指して平成26年度に施行されました。

この条例の施行により、市内に住所を有する65歳以上の高齢者に係る情報の一部を、高齢者の見守り活動に関わる町内会等に提供することが可能となり、本市では条例施行後、町内会等、民生児童委員及び地域包括支援センターとの連携により、提供した情報やそれぞれが保有する情報などを活用した地域の実情に合わせた見守り体制の構築を図る「地域高齢者見守り事業」、及び市内で活動する事業者との連携による重層的な見守り体制の構築を図る「砂川市高齢者支え合いネットワーク事業」に取り組んでいます。

また、社会福祉協議会では、「小地域ネットワーク活動推進事業」のほか、地域での幅広い活動のコーディネートを行うなど、多種多様な地域活動に対する支援を行っています。

さらには、災害対策基本法及び砂川市地域防災計画に基づき、要介護者や障害者など、特に避難支援を必要とする方を把握するため「避難行動要支援者名簿」を平成26年6月に作成し、災害発生時等の支援体制の充実を図っています。

今後も支援を必要とする高齢者は増加することが見込まれることから、引き続き関係者との連携により対象者の的確な把握に努めるとともに、地域で高齢者を見守り支える活動の推進を図ることが必要となります。

除雪ボランティア事業の実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
実施世帯件数 (件)	26	29
協力人数 (人)	208	227

ボランティア活動器材等貸出事業の実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
貸出件数 (件)	20	26

(◆アンケート調査結果では・・・44 ページを参照)

『今後の方向性』

高齢化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者など支援が必要な高齢者の増加が予想されることから、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮し続けることができるよう、町内会等、民生児童委員、地域包括支援センター及び事業者との連携による継続的な見守り活動の推進に取り組むとともに、活動が効果的及び効率的に行われるよう、引き続き関係者間における適切な情報の共有を図ります。

また、今後も社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動推進事業との継続的な連携やボランティア団体などの協力により、支援を必要とする高齢者への見守りの輪を広げる働きかけの推進及び市民に対するボランティア活動などの情報の提供に努めます。

さらには、町内会等の地域による見守り活動の担い手も高齢化が進行していることから、広報紙などの活用による活動の普及・啓発に努めることで、若年層を含めたより多くの方の参加を促すとともに、「元気な高齢者」が支援を必要とする高齢者を見守り支える側になることで、生きがいくりにつながるよう環境の整備に努めます。

また、災害発生時等の迅速かつ的確な対応を図るため、引き続き避難行動要支援者名簿の整備に努めます。

《具体的取り組み》

- 高齢者情報提供事業
- 高齢者支え合いネットワーク事業
- 民生児童委員による相談及び見守り活動
- 除雪ボランティア事業
- ボランティア活動器材等貸出事業
- 小地域ネットワーク活動推進事業
- 避難行動要支援者名簿の整備
- 救急医療情報キット設置の推進 (再掲)

市民ふれあいサービス事業（再掲）
地域高齢者見守り事業（再掲）